

# (新) 中央町第 1 公園基本計画

春 日 部 市

平成 26 年 6 月

## 目次

## ■ 整備計画の概要

## I. 前提条件の整理

|                  |    |
|------------------|----|
| 1. 計画条件の把握と整理    | 1  |
| 2. 現況整理          | 2  |
| 3. 敷地分析          | 26 |
| 4. 計画上の問題点や課題の整理 | 31 |

## II. 基本計画

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1. 計画内容の検討および方針決定 | 34 |
|-------------------|----|

|         |    |
|---------|----|
| ■ 用語の解説 | 61 |
|---------|----|

■ 整備計画の概要

1) 本計画の目的

中央町第1公園は、春日部都市計画西部第二土地区画整理事業で整備され、昭和54年7月に換地処分により所有権が市へ帰属された。

本公園の開園面積は、11,899.12㎡(平成17年6月1日)で、開園後約35年を経て現在では、緑豊かな公園を形成し、市民の身近な憩いの場として親しまれている。

春日部市では、市民の福祉向上や地域中核医療を担う市立病院の老朽化に伴い、中央町第1公園への建替えを計画しており、その代替公園として市役所本庁舎移転後の市役所跡地において新たな公園整備を予定している。

本計画はこの代替公園の方向性を定めるもので、中心市街地に整備される魅力ある公園整備を目指すものである。

2) 事業予定

平成26年6月 : 中央町第1公園 廃止予定

平成34年3月 : (新)中央町第1公園 完成予定

3) 計画地

所在地 : 春日部市中央六丁目2番地

計画面積 : 約1.2ha

位置図



図・1 位置図(出典:春日部オラナビ)

## I. 前提条件の整理



## 1. 計画条件の把握と整理

次に示す現況把握と敷地分析により、基本計画策定にあたっての条件や課題を明らかにする。

## 【現況把握】

## ○新市立病院建設に伴う中央町第1公園の廃止条件

公園廃止に求められる法規上の条件や手続き等について整理する。

## ○上位関連計画や各種関連資料の収集と整理

- ・春日部市総合振興計画
- ・都市計画マスタープラン
- ・緑の基本計画
- ・社会資本総合整備計画

等より、市の将来構想やまちづくり・緑政策に関する上位計画より、本計画への条件を整理する。

また、新規整備される市立病院の計画内容を整理する。

## ○計画地及び周辺地域の状況把握（現況把握）

- ・現況公園の検討
- ・移転用地の検討

機能継続に向けて現況公園の状況を把握する。また、移転先の立地環境を把握する。

## ○春日部市及び計画地周辺の概況把握

（自然・社会・人文・景観等の概況整理）

計画策定に向けて自然、歴史・文化等の地域特性や土地利用等に係わる法規制、市民ニーズ等を把握する。

## 【敷地分析】

## ○計画対象地と周辺地形や土地利用との関係整理

計画対象地をとりまく周辺地域の地形や土地利用の状況を把握する。

## ○計画対象地内の植生・地形・土地利用等の詳細整理

計画対象地内の資源や土地利用等について把握する。



計画条件・課題の整理

## 2. 現況整理

## 1) 新市立病院建設に伴う中央町第1公園の廃止条件

## (1) 廃止に伴う法的手続き

都市公園法第16条第2号に基づき、現況中央町第1公園の廃止にあたっては、「廃止される都市公園に代わるべき都市公園を設置する」ことが求められる。

第十六条 公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

- 一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合
- 二 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合
- 三 公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

出典：「都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）」

最終改正：平成23年12月14日法律第122号より抜粋

法で示す「代わるべき都市公園」とは、その規模、効用等においてほぼ対等のものとして見合う公園を示す。（都市公園法解説）

また、廃止の前に、代替公園が整備されない場合においては、市として代替公園の整備を明確に担保することが必要となる。

本計画では、個別計画の策定・公表による代替公園の整備担保を実施する。

## (2) 土地区画整理事業施行規則との整合

中央町第1公園は、西部第二土地区画整理事業によって生み出された公園であり、土地区画整理施行地区内に設置される公園面積の合計が、施行地区面積の3.0%以上確保される事が必要となる。

（土地区画整理法施行規則第9条第1項第6号）

同地区内において中央町第1公園が移転されることにより、3.0%以上の公園面積は確保される。

## (3) 市役所裏緑地の代替整備の考え方

中央町第1公園の廃止にあたっては、現在の市役所敷地で代替整備を実施するが、同時に廃止となる市役所裏緑地については、公園代替用地においても一体的な展開が図れ、かつ中心市街地とのネットワークが期待できる会之堀川改修整備の歩道部に代替機能を位置づける。

会之堀川においては、暗渠化され歩道となる箇所について緑化を推進し、「水と緑と風のネットワーク」を形成することで市役所裏緑地の代替とともにさらなる機能向上を図る。

## ●公園整備に向けての留意事項

- ・移転基本計画の策定にあたっては、代替整備される公園が現在の中央町第1公園の規模、効用においてほぼ対等なものとして見合う計画が必要となる。
- ・廃止の告示までに基本計画の公表が必要となる。
- ・市役所裏緑地の代替として会之堀川・豊武川環境整備との連携を図り、「水と緑と風のネットワーク」を形成する。

## 2) 上位関連計画や各種関連資料の収集と整理

## (1) 春日部市総合振興計画 後期基本計画（平成 25 年 3 月）

春日部市の平成 20 年度から平成 29 年度までの総合かつ計画的な行政運営指針。

後期基本計画は平成 25 年度から平成 29 年度までの施策の方向性を示す。

## 〈基本理念〉

市民主役・環境共生・自立都市

## 〈将来像〉

「人・自然・産業が調和した快適創造都市＝春日部市＝」

## 〈まちづくりの枠組み〉

○将来人口：目標人口 25.5 万人

○土地利用：土地利用の方針

## 〈基本目標〉

- i. 子どもからお年寄りまで健康でいきいきと暮らせるまち
- ii. 地域でつくる、安全で環境にやさしいまち
- iii. 人々が集い、にぎわいのある元気なまち
- iv. 個性を尊重し、生きる力と生きがいをはぐくむまち
- v. 活気と活力に満ちた魅力あふれるまち
- vi. だれもが参加・交流する市民が主役のまち
- vii. 市民の期待に応える行政を推進するまち

この中で公園整備に係わる事項として

基本目標の「iii. 人々が集い、にぎわいのある元気なまち」の政策として

“緑の保全と公園の整備充実”が示され、この中で公園の新規整備に係わる事項として次の事項が示されている。

- ・緑化の推進
- ・公園整備の推進  
(子どもから高齢者まで幅広い世代が一緒にふれあえるような公園再整備)
- ・公園の安全性の向上
- ・市民参加での公園づくりと維持管理

また、本公園について新病院建設に伴う移転計画の実施が示されている。

## ●公園整備に向けての留意事項

中心市街地整備の方向性として

“人々が集い、にぎわいのある元気なまち”が求められ、公園整備では、

- ・緑化の推進
- ・公園整備の推進  
(子どもから高齢者まで幅広い世代が一緒にふれあえるような公園再整備)
- ・公園の安全性の向上
- ・市民参加での公園づくりと維持管理 が求められる。

## (2) 春日部市都市計画マスタープラン（平成 23 年 11 月）

春日部市として個性ある魅力的なまちづくりを進めるため、地域の特性を活かしつつ、社会情勢の変化に対応できる持続可能な都市として自立するまちづくりを目指す。

〈まちづくりの方向〉

人中心の「緑彩水都」春日部

〈まちづくりの目標〉

- 安全で暮らしやすいまちづくり
- 人と環境にやさしいまちづくり
- にぎわいと活力にあふれるまちづくり
- 低炭素都市づくり

〈粕壁地域の将来像〉

“歴史と文化を誇る、生活情報発信都市 粕壁 ”

- ・春日部駅を中心に様々な機能を集積し市民が集い、楽しみ、交流する魅力ある都市の実現を図る。
- ・生活情報の発信をするなど、新しい発見のあるまちの実現を図る。
- ・交通環境や防災対策等を含めた住環境の改善を図りながら、適切な開発の誘導による市街地更新を促し、安全で暮らしやすい環境の創出を図る。
- ・大落古利根川等の自然環境は、市街地内を通る貴重な資源として活用を促し、市民の憩いの場の創出を図る。
- ・高齢者等に配慮した人にやさしいまちづくりを進め、安全で快適に過ごせるようなまちづくりを図る。



図・I-1 都市計画マスタープラン 粕壁地域のまちづくり方針図

●公園整備に向けての留意事項

まちづくりの方向と呼応した

- ・市民が集い、楽しみ、交流する魅力ある都市の実現
- ・高齢者等に配慮した人にやさしいまちづくりを進め、安全で快適に過ごせるようなまちづくりの実現

に貢献することが求められる。

(3) 春日部市緑の基本計画（平成 23 年 3 月 平成 25 年 5 月一部変更）

春日部市の「緑」全般に関して将来のあるべき姿と、それを実現していくための施策について長期的な視点で策定する総合的な計画。

〈基本理念〉

豊かな水と緑に恵まれ、風光る我がまち「春日部」

〈基本方針〉

- 水と緑と風のまちをみんなで「まもる」  
＝本市を象徴する河川と農地、貴重な資源としての社寺林等の「みどり」をまもる＝
- 水と緑と風のまちをみんなで「つくる」  
＝豊かな水辺空間や歴史風土を活かしながら、不足している「みどり」をつくる＝
- 水と緑と風のまちをみんなで「つなげる」  
＝市域内に点在している「みどり」の拠点を、新しい理念である水と緑と風でつなげる＝
- 水と緑と風のまちをみんなで「はぐくむ」  
＝市民参加により、人と人との交流を広げ、水と緑と風のまちをはぐくむ＝

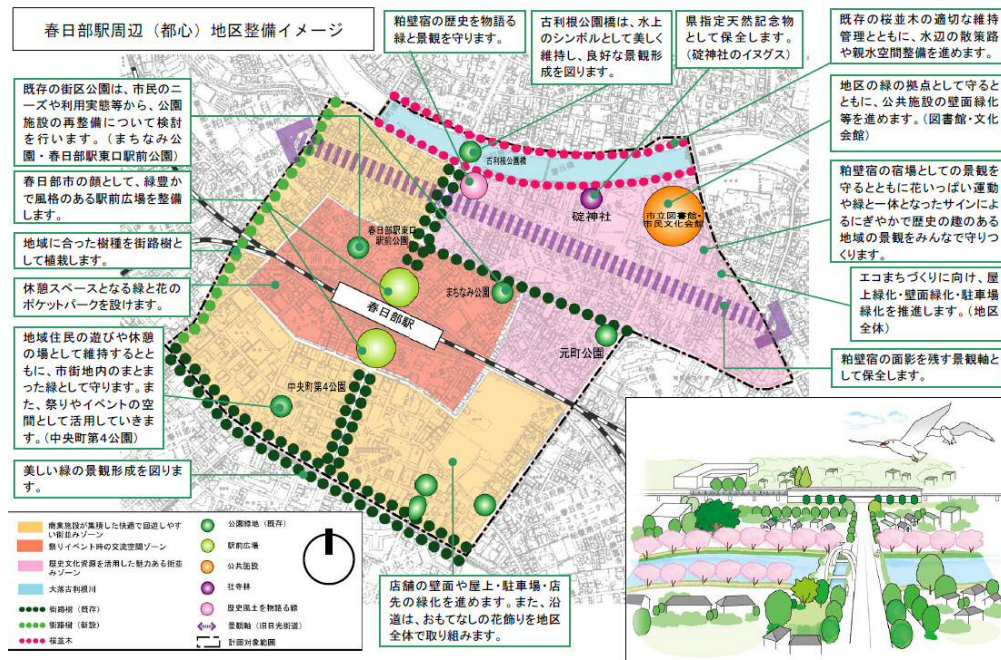
〈緑地確保の目標〉

- 市域の 37.9%以上は緑として確保を目指す
- 都市公園、公共施設の緑地は市民一人当たり 11.1 m<sup>2</sup>以上の確保を目指す
- 都市公園は市民一人当たり 4.7 m<sup>2</sup>以上の確保を目指す

〈先導緑化モデル地区〉春日部駅周辺（都心）地区

地区計画の中で本整備に関連する事項は次の点があげられる。

- 春日部市の玄関口として緑豊かな景観形成を図る地区とする。
- 春日部市の中心地として先導的な低炭素都市づくりの推進を図る。
- 賑わい空間を演出する緑や花の緑化を進める。



図・I-2 緑の基本計画 春日部駅周辺地区整備イメージ図

●公園整備に向けての留意事項  
水と緑と風のまちづくりを目指し、  
・みどりを“つくり”“つなげ”“はぐくむ”公園整備を目指す。  
先導緑化モデル地区として  
・玄関口として緑豊かな景観形成  
・賑わい空間を演出する緑や花の緑化  
を推進することが求められる。



(4) 社会資本総合整備計画（平成 25 年 2 月春日部市）

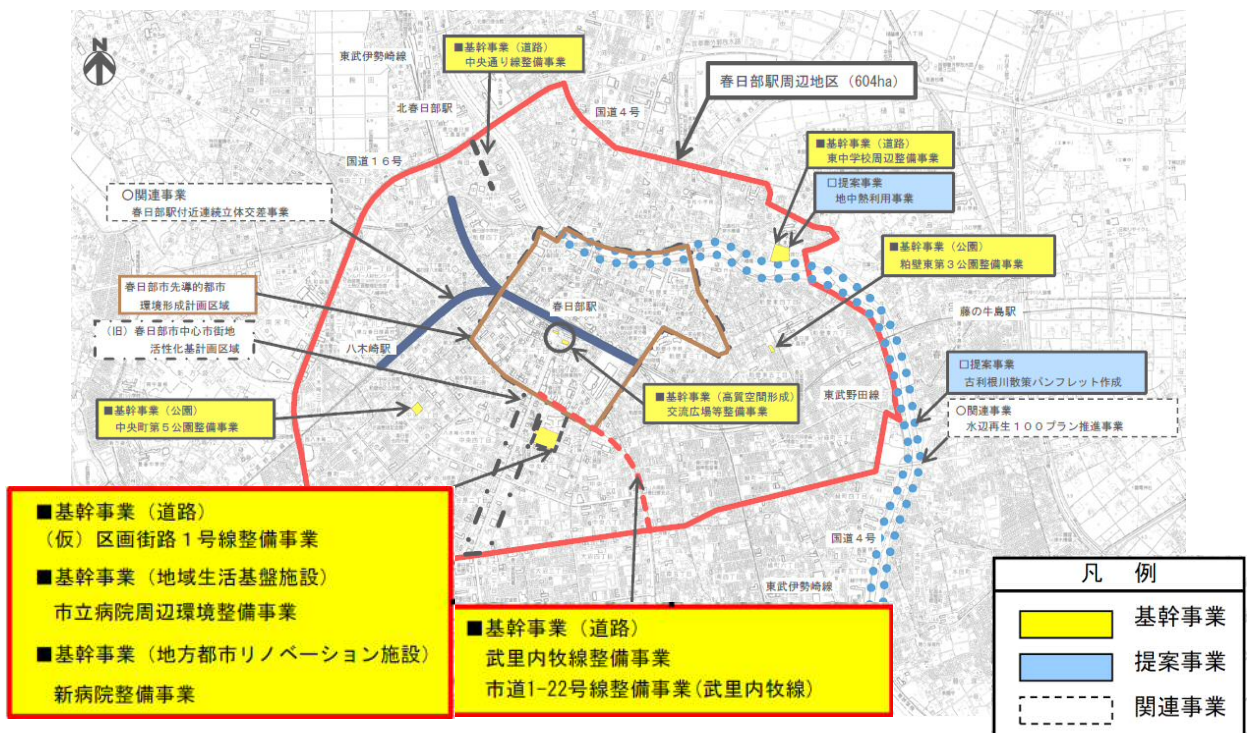
社会資本整備総合交付金を活用する交付対象事業計画として「環境に配慮したまちづくり計画」、  
「都市再生整備計画（春日部駅周辺地区）」が策定されている。

この中で本計画に関連する事業として以下を将来ビジョンとして設定している。

- ・商業施設やにぎわいの核などを結ぶ歩行者回遊ネットワークの形成
- ・地球温暖化対策や公害対策、省資源・省エネルギー対策の推進として緑化推進等を図り、環境共生都市の形成を目指す
- ・生涯を通して健康に暮らすことができるよう、健康づくり計画の推進

また、本計画に係わる基幹事業を以下に示す。

- ・基幹事業（道路）  
（仮）区画道路 1 号線整備事業、武里内牧線整備事業、市道 1 - 22 号線整備事業（武里内牧線）
- ・基幹事業（地域生活基盤施設）  
市立病院周辺環境整備事業  
市立病院外周道路の整備および現況施設の改修解体工事等
- ・基幹事業（地方都市リノベーション施設）  
新病院整備事業  
新病院整備では、環境に配慮した施設（太陽光発電、LED 照明、緑化など）の整備を行い、省 CO2 を推進するグリーンホスピタルの創出を目指すものとしている。



● 公園整備に向けての留意事項

駅周辺地区再整備事業と呼応し

- ・緑化推進や環境整備を通じた環境共生都市の形成
- ・健康づくり計画の推進

に貢献することが求められる。

**(5) 春日部市立病院 再整備計画 基本計画・基本設計**

市民の健康と命を守る拠点として、また、保健・福祉との連携の中心的な役割を担う病院として、市立病院の再整備がすすめられ、新病院建設予定地として中央町第1公園が位置づけられている。

**①新市立病院の概要****○整備方針****i. 医療連携体制を支える地域の中核的な医療機関**

地域完結型医療の完成を目指し、診療所やほかの病院との連携を密にしつつ、市内で不足している専門的な医療を実施します。

**ii. 地域の拠点病院**

4 疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病)、4 事業(小児医療、周産期医療、救急医療、災害時医療)を中心に地域の拠点病院としての役割を担います。

**iii. 医師や看護師をはじめとする医療スタッフにとって、知識や技術の向上を図ることができる魅力ある病院**

地域医療に資する人材の育成を行うため、教育・研修の充実を図るとともに、働きやすい職場環境を整備します。

**iv. 患者に優しい病院**

安心かつ快適に受診や入院生活ができるようアメニティーに配慮するとともに、プライバシーが守られる施設とします。

**○整備内容**

|          |  |      |                         |
|----------|--|------|-------------------------|
| 敷地位置     | 春日部市中央六丁目7番地1、他  |      |                         |
| 事業区域     | 約 14,500 m <sup>2</sup>  |      |                         |
| 建築面積     | 約 7,000 m <sup>2</sup>   | 延床面積 | 約 28,500 m <sup>2</sup> |
| 構造・階数    | 鉄筋コンクリート造 地上7階 塔屋1階(高さ 約 37m)  |      |                         |
| 病床数      | 363 床(予定)(ICU、CCU、NICU、GCU、緩和ケア病床、感染症病床等を含む)   |      |                         |
| 診療科目(予定) | 内科、循環器科、血液・化学療法科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、神経科、放射線科、麻酔科、歯科(口腔外科)、健康管理科、総合診療科、糖尿病・代謝内科、形成外科、緩和ケア科 計 22 診療科 |      |                         |
| 駐車台数     | 立体駐車場 200 台程度 駐輪場  |      |                         |

基本設計(案)報告概要版より

**○新病院の特色****i. 地域の拠点病院としての機能強化****ii. 利用しやすく快適な病院の実現****iii. 環境や周辺地域の配慮並びに災害対策機能の強化****○災害時の対応**

災害時には、エントランス広場、立体駐車場が連携し、トリアージや軽傷者への医療活動の場として活用する。

○交通計画

- ・信号のある計画地東側道路からすべての車両のアクセスを確保する。
- ・駅から一番近い敷地北西側にメインエントランスを設ける
- ・アプローチにエントランス広場を配し、歩車分離した高齢者に安全なアプローチを確保する。
- ・春日部の高い自転車利用率に配慮して、自転車道から近い敷地西側にゆとりある台数の自転車置場を分散配置する。



図・I-4 新市立病院交通計画図



## ○外観イメージ



図・I-5 新市立病院 北西からの鳥瞰イメージ

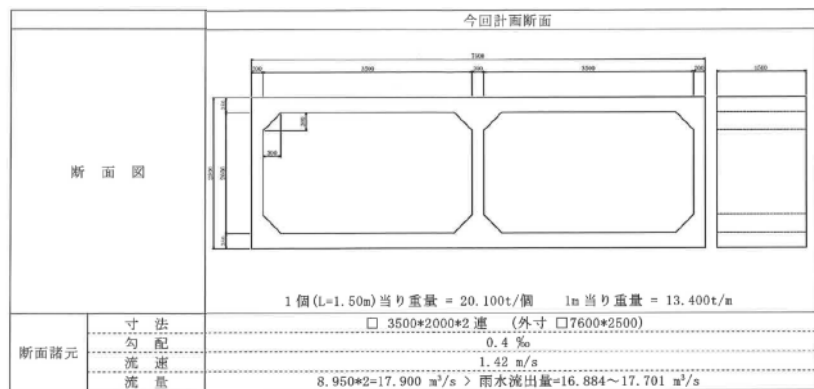
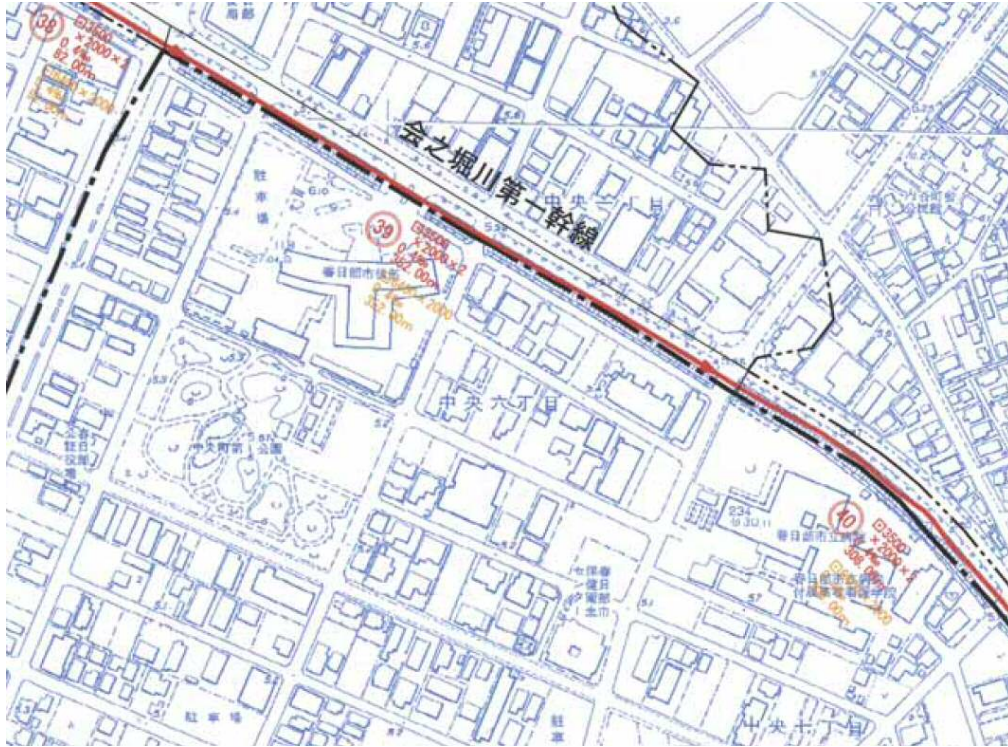
## ●公園整備に向けての留意事項

- 市民の健康と命を守り、環境に配慮したグリーンホスピタルを推進する新市立病院と一体となり、環境豊かで健康なまちを印象付ける公園整備が求められる。
- 新市立病院の利用動線に配慮し、公園、病院がともに安全で使いやすい整備が求められる。
- 災害時、隣接する立体駐車場で実施するトリアージや軽傷者への医療活動に対し、広場空間の提供等、一体性を活かした支援を図る事が求められる。  
また、病院利用者の一時避難や、多数訪れる傷病者の滞留空間としても機能することが求められる。

(6) 会之堀川改修計画

計画地の北側を流れる会之堀川は、「中川流域関連春日部公共下水道事業」に基づき、地下埋設化され、ボックスカルバート $\square 3500 \times 2000 \times 2$ 連構造で整備される。

埋設化に伴い、上部利用として市役所通りの拡幅や遊歩道整備、緑化の推進等が計画される。



図・I-6 会之堀改修計画図

●公園整備に向けての留意事項

会之堀川・豊武川環境整備と一体となった公園計画により、市の緑のネットワークとつながる新たな環境拠点の形成が求められる。

## 3) 現地調査（計画対象地およびその周辺地域）

## (1) 現況公園・緑地の状況（中央町第1公園・市役所裏緑地の状況）

## ①中央町第1公園

## ○沿革

中央町第1公園は、昭和54年7月の土地区画整理法の換地処分により所有権を帰属された。その後、平成17年度に市庁舎建設に伴い一部区域の除外を行っている。

## ○開園面積

11,899.12 m<sup>2</sup>（平成17年6月1日）

## ○公園の特色等

市庁舎南側に位置し、市民の憩いの場として利用されている。

現況では、開園後約35年を経て緑の多い公園を形成し、特にケヤキやクスの大径木が多く存在する。これら量感のある緑に囲まれた草地空間が広がる。

公園内は樹高約20mのケヤキやクス、メタセコイヤ等の大径木が多くみられ、象徴的な樹形美を見せている。また、サクラやサルスベリ、キョウチクトウ、キンモクセイ等の花木も多く点在し、季節の彩りを見せている。

このような緑の空間に休憩施設や遊具、彫刻、記念碑等が立地する。



写真①  
豊かな緑に包まれた広場



写真②



写真③  
桜林



写真④  
象徴的な大径木



写真⑤

## ○主な施設

園内の主な施設は園路沿いに配置されるベンチ等の休憩施設の他、複合遊具、鶏舎（ニワトリ等の飼育ゲージ）、便所、モニュメント（母子像「慈愛」、区画整理完成記念碑）があげられる。



写真⑥⑦  
休憩施設



写真⑧  
複合遊具



写真⑨  
鶏舎



写真⑩  
便所



写真⑪  
母子像



写真⑫  
区画整理完成記念碑



公園整備当初は、遊水池としての機能を有する修景池やホタル飼育試験ハウス特色であったが、老朽化により現在は利用されていない。

修景池は空掘として外周にフェンスを配し、立ち入りを抑制している。このため、公園中心部にフェンスで区切られたコンクリート躯体が出現することとなり、景観性を阻害している。



写真⑬



写真⑭

公園中心部の遊水池（修景池）※現在閉鎖中

ホタル飼育試験ハウスは閉鎖され、フェンスで囲われている。現況では倉庫として活用されている。また、連続する鶏舎は、ニワトリを中心に飼育が続けられているが、樹林に覆われた暗い空間となり、利用者は少ない。



写真⑮



写真⑯

ホタル飼育試験ハウス ※現在閉鎖中

○利用状況

豊かな緑に包まれた公園であり、また市役所に隣接する公園として、近隣住民の憩いの場としての利用や来庁者の休息の場としての利用が多くみられる。

本公園では周辺自治会によるイベントは実施されていないが、防災訓練や団体による集会などが行われている。

②市役所裏緑地（都市緑地）

○開園面積

1,077 m<sup>2</sup>（平成5年12月1日告示）

○公園の特色等

公園と市役所間は、市役所裏緑地が立地する。幅員 3m の歩行路に低木花木が植栽され、公園取り付部にはコブシが植栽されている。この緑地は市役所からの公園や第二庁舎へのアプローチとして利用されている他、近隣住民の東西方向への通り抜け動線としても利用されている。



市役所裏緑地

写真⑰



写真⑱



写真⑲



図・I-7 中央町第1公園・市役所裏緑地航空写真・現況平面図



## (2) 計画地の現況（春日部市役所）

春日部市役所は、昭和 47 年に完成し、大きな曲面を持つダイナミックな意匠が特徴となっている。

市役所は市役所前通りを境に、南側に低層住宅地が広がることから、ひと際目立つ存在であり、その建築形態とともに地域のランドマークを形成している。

計画地は、概ね面積 1.5ha の平坦な敷地で本庁舎と前面の車寄せ・駐車場アプローチ路、西側の立体駐車場が大きく敷地をしめ、本庁舎南側には別館やプレハブ棟、車庫等が林立する。

このため、計画地内には、まとまった緑地は見られず、計画地北側の境界部ケヤキ植栽が、市役所前通りケヤキ並木と一体となり大きな緑の核を形成している。

計画地北側は、歩行者専用道路を介して会之堀川・豊武川に接し、境界部にフェンスが設置されている。河川北側は市役所通りが並行する。境界部中央に市役所への交差点が設置されている。

計画地東西側は、幅員 8m の区画街路に接続し、周辺は低層の住宅地が立地する。南側は市役所裏緑地を介し、中央町第 1 公園に接続する。



図・I-8 市役所現況構成

●公園整備に向けての留意事項

(現況公園)

- ・現況公園の持つ、豊かな緑と草地広場が形成する安らぎの空間を継承する。
- ・公園内に立地する区画整理記念碑や母子像等、記念施設を継承する。
- ・遊具による遊びの機能や桜を中心とする花見の機能を継承する。

(計画地)

- ・市の景観シンボルであった市庁舎に変わる新たな景観拠点を形成する。
- ・現況の緑の少ない環境を踏まえて、公園としての積極的な緑化が求められる。

4) 自然・社会・人文・景観等の概況整理

(1) 緑の現況

中心市街地に立地する本計画地周辺部は、植生的に市街地として区分され、まとまった緑が見られない。この中でまとまりを持つ緑地空間としては、現況公園（その他植林地）とともに、八幡公園・春日部八幡神社（ケヤキ・シラカシ群落、アカマツ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林）に限定される。

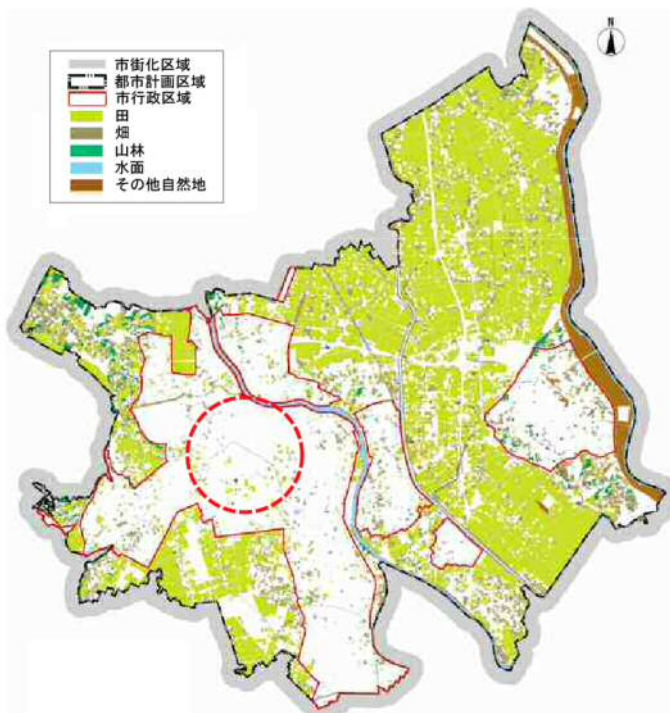
計画地北側には、市域の環境軸を形成する大落古利根川が位置し、ヨシ等水辺の湿地植生みられる。



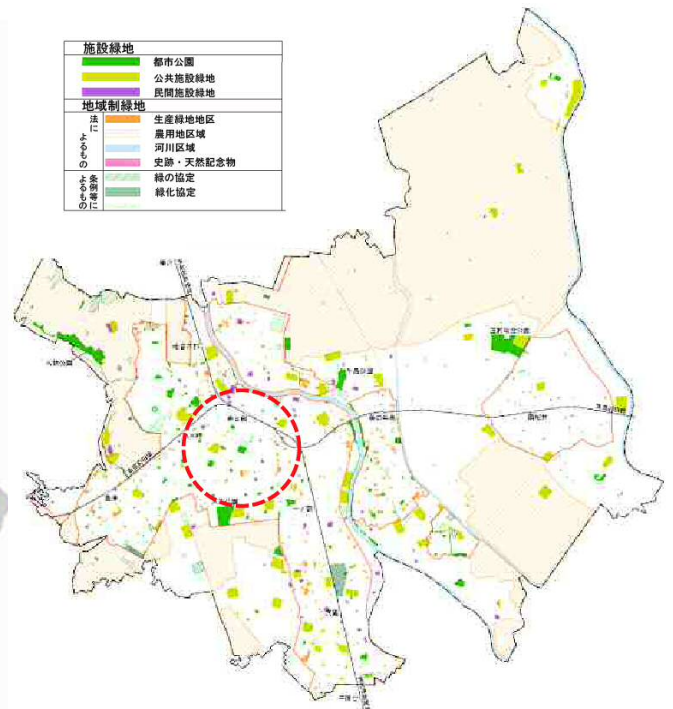
図・I-9 周辺植生図

1/25,000 植生図（岩槻・野田市）2000年度より作成

また、計画地周辺部は、市域全体から見て緑の少ない地域であり、その中で都市公園や公共施設緑地が身近な緑として重要な役割を担っている。



図・I-10 緑の現況



図・I-11 緑地現況図

出典)「緑の基本計画」(作成)

●公園整備に向けての留意事項

- ・緑の少ない計画地周辺において、環境向上における公園緑地の役割は高く、積極的な緑化の推進が求められる。



(2) 人文条件

春日部市はかつて、日光街道・奥州街道の宿場町・粕壁宿として栄えた。現在の駅東口方面が宿場であり、春日部大通は、旧街道筋であった。

また、大落古利根川筋の水運の歴史など、駅北側の市街地は歴史的空間として位置づけられる。このため、かつての宿場町の面影を探るウォーキングルートが位置付けられている。

宿場町ウォークマップ



**1** 春日部情報発信館 「ぶらっとかすかべ」



春日部市の観光・イベント情報などはこちらで入手できます。開館時間は午前9時から午後4時30分まで、休館日は月曜日(ただし月曜日が祝日の場合はその翌日)、年末年始です。

**2** 加藤楳邨旧居跡標識



加藤楳邨は日本の現代俳句を代表する俳人の一人で、旧制粕壁中学校(現在の春日部高等学校)での教師時代、俳句と出会います。

**3** 商工振興センター 「アクセス春日部」



商工会議所や観光協会がある施設です。特産品販売コーナーでお気に入りの春日部土産を見つけてください。営業時間は午前9時から午後5時で、休業日は年末年始です。

**4** 郷土資料館 (教育センター内)



江戸時代の粕壁宿推定模型があります。今の町並みと比較してみてください。開館時間は午前9時から午後4時45分まで、休館日は月曜日(ただし月曜日が祝日の場合はその翌日)、祝日、年末年始です。

**5** 八坂神社



八坂神社は牛頭天王社(ごずてんのうしや)とも呼ばれ、粕壁宿の市神(いちがみ)としてまつられた神社です。八坂神社の祭礼は、現在の春日部夏まつりの起源です。

**6** 東陽寺



元禄2年(1689)「奥の細道」紀行で、松尾芭蕉は粕壁宿に一泊しました。「曾良(そら)旅日記」からの一文が碑に刻まれています。泊まった場所は小淵山観音院のほか、諸説あります。

**7** 国立薬用植物栽培試験場跡



日本初の国立薬用植物栽培試験場がありました。大正11年に開設され、昭和55年につくば市へ移転しました。現在はミニ薬草園になっています。

**8** 院神社のイヌグス



推定樹齢600年、この地では珍しい南方系の樹木で異指定の天然記念物です。江戸時代には、大落古利根川を通る船にとって下着蔵河岸(しもきざうかし)を探す目印になっていました。

**9** 変電ボックス



宿場町当時の10の町名と特徴が絵巻風に描かれています。表と裏で違う絵が楽しめます。

**10** 日光道中の道しるべ



旧商家東屋田村本店前の道しるべ。天保5年(1834)のもので、日光・岩槻・江戸の三方面の方向が刻まれています。

**11** 土蔵造りの建物



江戸時代、間口が狭く奥行きが長い地割に沿って、土蔵が連なっていました。

**12** 古利根公園橋



興島シラコトをデザインした風見鶏に、妻わら帽子をイメージした弓型の梁(はり)があります。光と風を主題にした全長79メートルの橋上公園です。ここに千住馬車鉄道がモチーフになったテト馬車のレリーフがあります。

**13** 日光道中の道しるべ



旧商家東屋田村本店前の道しるべ。天保5年(1834)のもので、日光・岩槻・江戸の三方面の方向が刻まれています。

**14** 土蔵造りの建物



江戸時代、間口が狭く奥行きが長い地割に沿って、土蔵が連なっていました。

**15** 古利根公園橋



興島シラコトをデザインした風見鶏に、妻わら帽子をイメージした弓型の梁(はり)があります。光と風を主題にした全長79メートルの橋上公園です。ここに千住馬車鉄道がモチーフになったテト馬車のレリーフがあります。

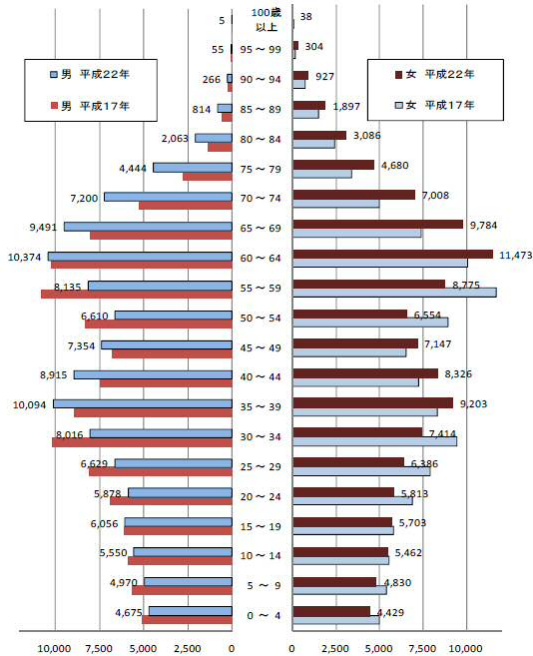
図・I-12 歴史資源分布図

●公園整備に向けての留意事項

- ・街道や宿場町の面影等、歴史的な空間を形成する駅東口に対し、計画地の立地する駅西口は、新しいまちの発展を印象付ける整備が考えられる。

(3) 人口

春日部市の総人口は、平成 24 年 10 月 1 日現在 237,114 人となっており、ここ数年の傾向としては微減となっている。粕壁地区でみると、地区人口 46,706 人で H20～H23 年までほぼ横ばいであったが、H24 年で微減に転じている。(H23 年 46,793 人)



人口の年齢構成をみると、15歳未満の年少人口は29,916人(総人口の12.6%)、15歳以上64歳未満の生産年齢人口は154,855人(総人口の65.4%)、65歳以上の老年人口は52,062人(総人口の22.0%)となっている。

平成17年の数値を比べると少子高齢化傾向がみられ、年少人口の減少、老年人口の増加を示している。(年齢階層別人口は国勢調査平成22年、17年データを使用)

図・I-13 国勢調査5歳階級別人口  
春日部市統計書(平成25年)

●公園整備に向けての留意事項

春日部市及び計画地周辺においても少子高齢化の傾向がみられる。

- ・高齢者の利用に配慮したバリアフリーの整備や健康づくりにつながる施設整備が期待される。
- ・これからの子育て環境支援に向けて安全で環境豊かな遊び空間の整備が期待される。

(4) 公園緑地整備状況

春日部市の一人当たり都市公園面積は、全国平均9.9㎡/人(平成23年度)に対し、春日部市は3.33㎡/人(整備済都市公園)、4.23㎡/人(整備済都市公園・広場)と低い状況にある。


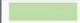






出典:「春日部市都市公園等調書」(平成25年4月1日現在)

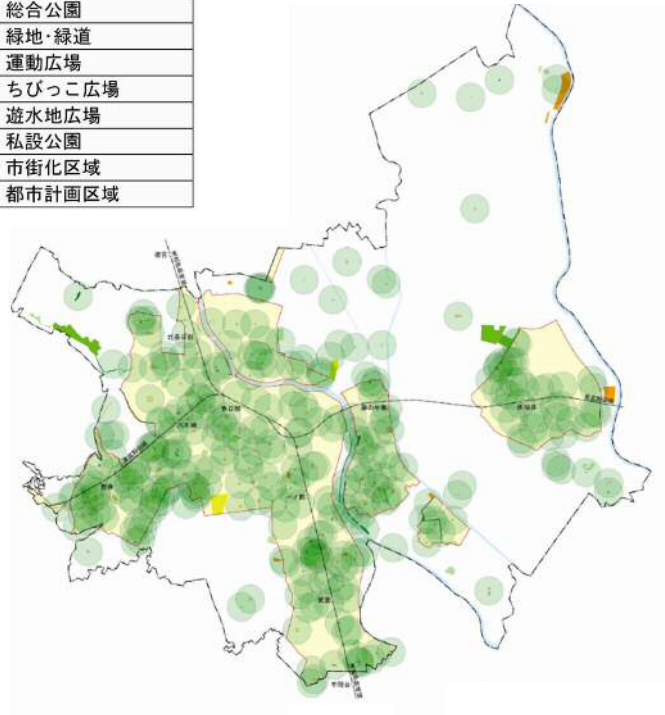
しかし、緑の少ない計画地周辺において、住区基幹公園である、街区公園、近隣公園、地区公園は、市街地の広がりに対し、計画的な配置で整備されている。

●公園整備に向けての留意事項

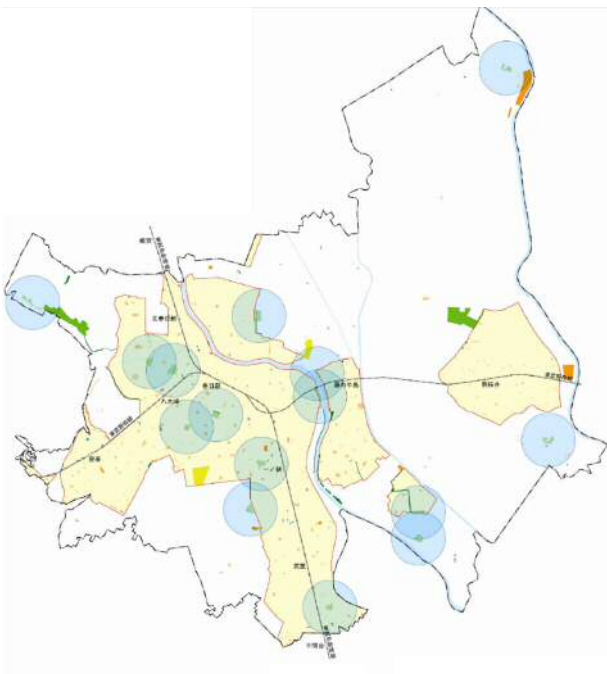
- ・緑の少ない計画地周辺において、環境向上における公園緑地の役割は高く、積極的な緑化の推進が求められる。

|      | 箇所  | 面積 (ha) |
|------|-----|---------|
| 街区公園 | 247 | 25.35   |
| 近隣公園 | 15  | 21.49   |
| 地区公園 | 2   | 13.81   |
| 総合公園 | 2   | 26.30   |
| 運動公園 | 0   | 0.00    |
| 広域公園 | 0   | 0.00    |
| 緩衝緑地 | 0   | 0.00    |
| 都市林  | 0   | 0.00    |
| 広場公園 | 0   | 0.00    |
| 都市緑地 | 28  | 3.53    |
| 緑道   | 10  | 4.06    |
| 歴史公園 | 0   | 0.00    |
| 計    | 304 | 94.54   |

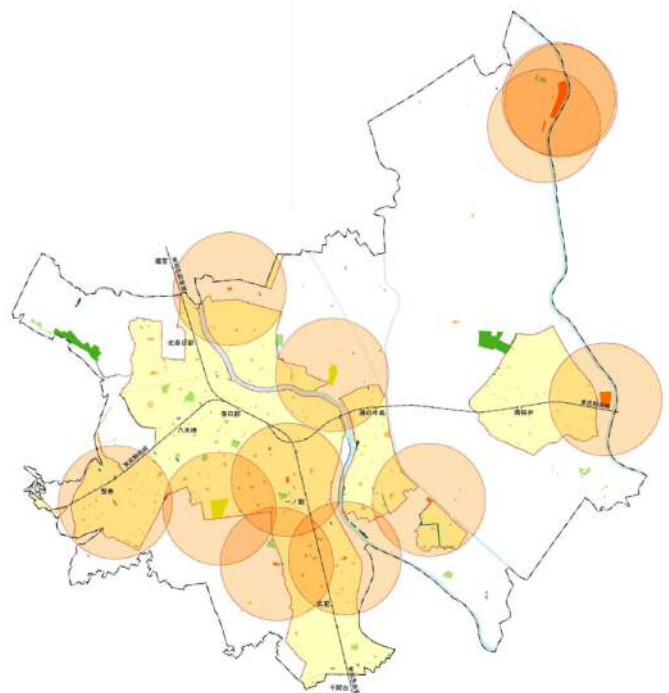
|   |   |        |
|---|---|--------|
| 都市公園  |  | 街区公園   |
|   |  | 近隣公園   |
|   |  | 地区公園   |
|   |  | 総合公園   |
| その他   |  | 緑地・緑道  |
|   |  | 運動広場   |
|   |  | ちびっこ広場 |
|   |  | 遊水地広場  |
|   |  | 私設公園   |
|  | 市街化区域   |        |
|  | 都市計画区域  |        |



街区公園配置状況



近隣公園配置状況



地区公園配置状況

図・I-14 住区基幹公園配置状況図

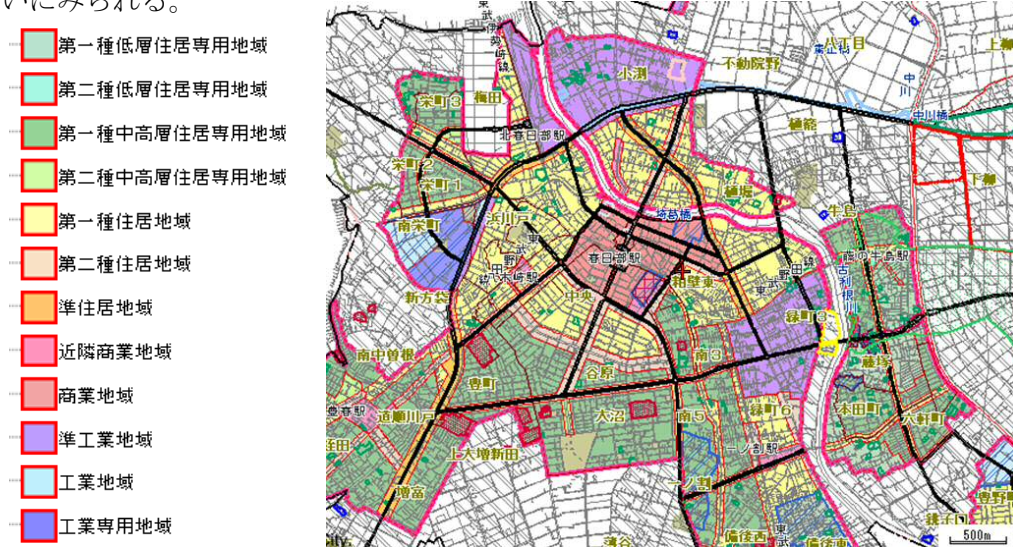
出典)「緑の基本計画=資料編=」(平成 23 年 3 月)



(5) 法規制等

①用途規制

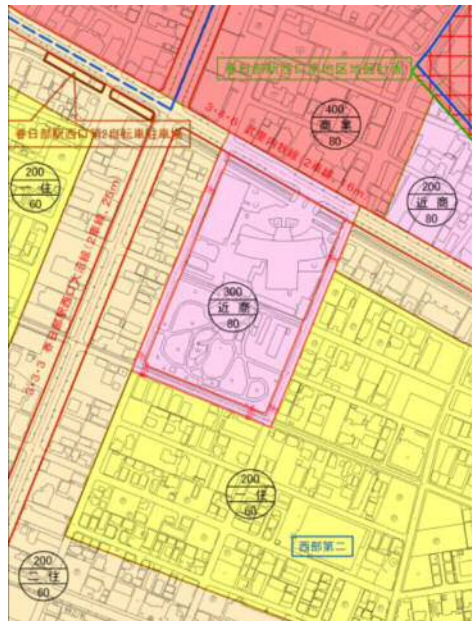
春日部駅を中心に商業地区が広がり、その外縁に第一種住居地域、その外周に第一種、第二種の中高層や低層住居専用地域が混在する。工業系の用地地域は中心市街地北側とに西側、大落古利根川沿いにみられる。



図・I-15 春日部駅周辺用途規制図(出典)「かすかべオラナビ」

計画地周辺部は、市立病院の移転に伴い、用途地域の変更が行われ、現況市役所及中央町第1公園敷地を近隣商業地域(建蔽率80%、容積率300%)に指定される。

また、区画街路1号線(7.6.2)2車線・幅員10mが外周部をとりまき、市役所前通りに接続する。



図・I-16 計画地周辺用途規制図

●公園整備に向けての留意事項

- ・計画地は近隣商業地域(建蔽率80%、容積率300%)に指定される。
- ・新たに外周道路2車線・幅員10mが整備される。

## ②防災関連

春日部市の防災体系は、市役所を防災中枢拠点とし、7つの防災地区ブロック毎に地区防災拠点、地区防災避難場所が位置付けられる。この他、罹災者の生活の本拠地になりえる設備・施設等を有する避難場所を市内79か所、一時的な避難地となる一時避難所が公園を中心に20か所が指定されている。また、広域避難場所は市内に4箇所指定されている。

本公園が立地する粕壁地区は以下の施設が指定されている。

- 地区防災拠点 : 中央公民館
- 地区拠点避難場所 : 春日部中学校、緑中学校
- 避難場所 : ブロック内16か所
- 一時避難所 : 中央町第1公園

本公園は一時避難所及び避難場所に指定されている。



図・I-17 粕壁地区防災拠点、拠点避難場所、主な避難場所等分布図

本公園廃止に伴い、一時避難所及び避難場所の位置づけがなくなるが、周辺には八木崎小学校や総合福祉センター、粕壁南公民館等の避難場所が立地する事や、ふれあいキューブなどの公共施設も立地し、収容力も確保される事から、影響は少ないと考えられる。(平成26年4月より東部地域振興ふれあい拠点施設(ふれあいキューブ)が避難場所に指定された。)

## ●公園整備に向けての留意事項

- ・現況公園が指定される一時避難所及び避難場所は、公園廃止に伴う機能補完は確保されているが、移転後においてもその役割を担うことが求められる。



## (6) 社会的動向&lt;市民ニーズ&gt;

## ①今後の都市公園整備等の方向

## i 都市公園等の重点施策

国土交通省では都市公園制度や緑地保全制度などの緑とオープンスペース確保のための施策を総合的かつ、計画的に進めるために以下の点に重点を置くものとしている。

〈都市再生への対応〉

ゆとりとうるおいに欠ける市街地、災害に脆弱な都市構造の改善等都市の再生

〈地球環境問題等への対応〉

地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等に資する都市における緑とオープンスペースの確保

〈豊かな地域づくりへの対応〉

地域の資源、文化と一体となる緑とオープンスペースの形成

〈参画社会への対応〉

緑とオープンスペースの保全、創出、管理のそれぞれの段階で、地域住民や NPO 等の参画による協働のための場づくり、仕組みづくり

## ii 生物多様性への戦略

「自然との共生」をテーマに開催される COP10 を契機に、国際社会全体で新たな行動が開始されている。住宅・都市開発や社会基盤の整備は、自然環境や生態系に影響を与える可能性がある一方で、地域の自然にプラスになる空間を作ることにも期待されている事から、国土交通省では今後 100 年をかけて国土の生態系を回復することを目標とし、社会資本整備を通じた生物多様性の保全、自然と共生する社会の実現を目指している。

COP10 で提案された、ポスト 2010 年の中の公園緑地政策を大別すると

- ・エコロジカルネットワークなど生態系に配慮した計画立案
- ・都市における緑地の保全・創出・緑化の推進（緑被率の向上）
- ・生物生息空間の再生（整備とともに市民との協働のもと空間をマネジメントする視点も必要）

が重要事項となる。

## ②まちづくりに関する市民の意識調査

「春日部市の現状とまちづくりへの取組について」の市民意識調査より、本計画に関連する事項を整理する。

## ○お住まいの地域は、良好な街並みだと思いますか。

→全体平均では、概ね半数の方が肯定的な回答。

(そう思う 11.6%・どちらかといえばそう思う 40.0%)

→粕壁地域においても全体平均と同様で、概ね半数の方が肯定的な回答。

(そう思う 9.9%・どちらかといえばそう思う 45.7%)

## ○中心市街地(春日部駅周辺)は、快適で便利だと思いますか。

→全体平均では、概ね半数の方が否定的な回答。

(そう思わない 15.6%・どちらかといえばそう思わない 35.6%)

→粕壁地域においても全体平均と同様で、半数以上の方が否定的な回答。

(そう思わない 14.8%・どちらかといえばそう思わない 39.5%)

## ○中心市街地(春日部駅周辺)は、人々が集い、にぎわいのあるまちだと思いますか。

→全体平均では、半数以上の方が否定的な回答。

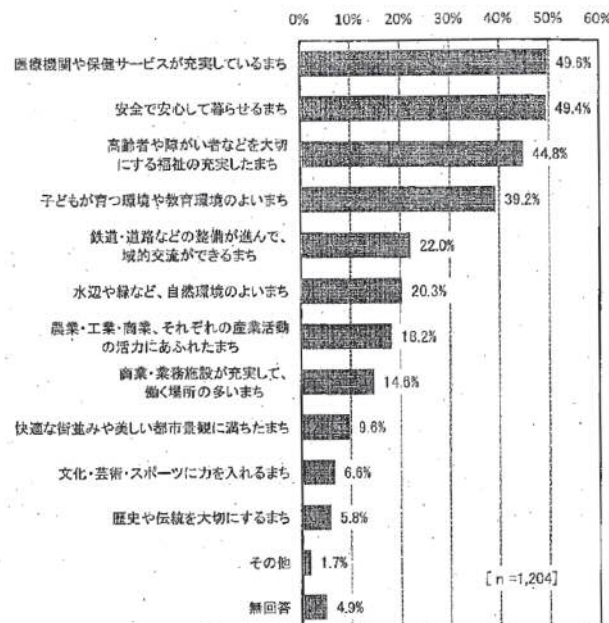
(そう思わない 21.6%・どちらかといえばそう思わない 36.3%)

→粕壁地域においては、約6割以上の方が否定的な回答。

(そう思わない 21.4%・どちらかといえばそう思わない 40.0%)

## ○あなたは、10,20年後の春日部市をどのようにしていきたいと思いますか

→医療や保健サービス、安全・安心に係わる事項が1,2位となり、次いで高齢者や子供の生活環境の充実が上位を示す。「水辺や緑など、自然環境のよいまち」は、6番目に挙げられている。



図・I-18 10,20年後の春日部市に望む姿

〇市の「都市基盤」の取り組みについての「満足度」

本計画に直接かかわる環境整備に対する取組の評価は、「普通」が約半数を占め、「満足」「まあまあ満足」を含めると約7割が取組に不満を持たない傾向がみられる。

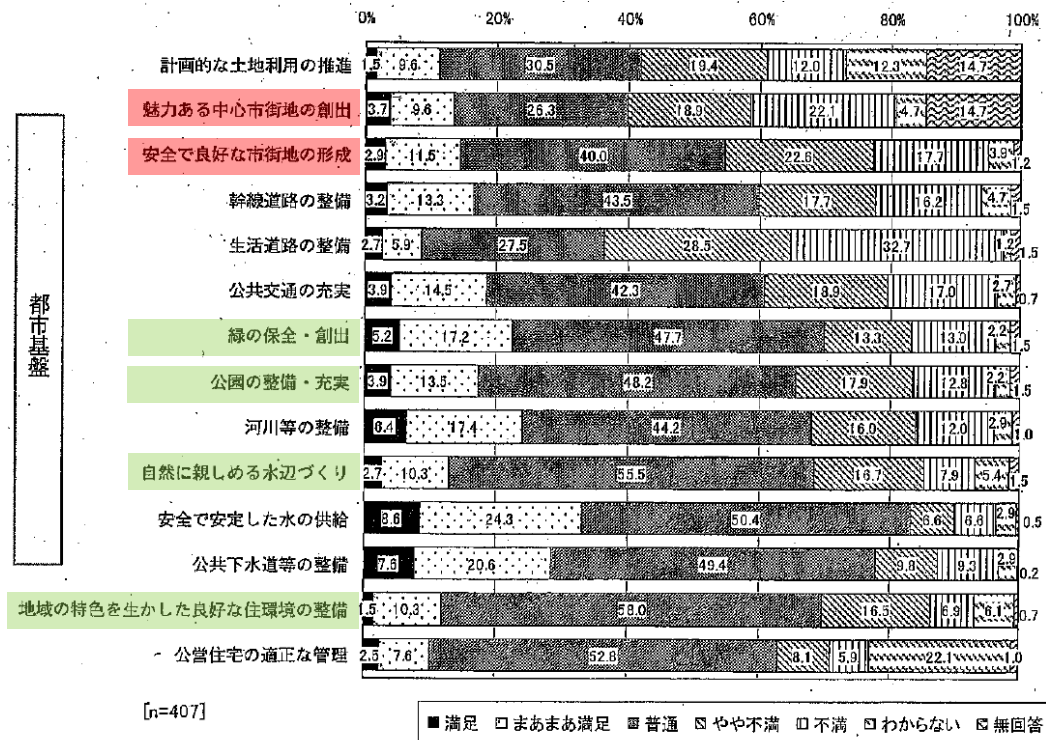
これに対し、市街地整備に係わる取組評価については、「不満」や「やや不満」の割合が4割を超える等、顕著に大きい事が伺える。

〈環境整備に係わる事項〉

- ・ 緑の保全・創出 「満足」や「まあまあ満足」の合計：22.4%  
「普通」：47.7%  
「不満」や「やや不満」の合計：26.3%
- ・ 公園の整備・充実 「満足」や「まあまあ満足」の合計：17.4%  
「普通」：48.2%  
「不満」や「やや不満」の合計：30.7%
- ・ 自然に親しめる水辺づくり  
「満足」や「まあまあ満足」の合計：13.0%  
「普通」：55.5%  
「不満」や「やや不満」の合計：24.6%
- ・ 地域の特色を活かした良好な住環境の整備  
「満足」や「まあまあ満足」の合計：11.8%  
「普通」：58.0%  
「不満」や「やや不満」の合計：23.4%

〈市街地に係わる事項〉

- ・ 魅力ある中心市街地の創出  
「満足」や「まあまあ満足」の合計：13.3%  
「不満」や「やや不満」の合計：41.0%
- ・ 安全で良好な市街地の形成  
「満足」や「まあまあ満足」の合計：14.4%  
「不満」や「やや不満」の合計：40.3%



図・I-19 都市基盤に関する満足度



## ③緑に関する市民の意識調査

「春日部市緑の基本計画」で実施した市民アンケートより、本計画に関連する事項を整理する。

## ○緑の景観で今後の残しておきたいと思う緑。

→「ふじ通り」が最も多く 20%、次いで「河川や水路の緑」が 17%。

## ○周辺の緑の量

→「減っている」が最も多く 53%、次いで「変わらない」が 36%。

## ○今後希望する公園。

→「気軽に利用できる身近な公園」が最も多く 26%、次いで「小動物とふれあえる公園」が 14%。

## ○今後希望する公園の場所。

→「自宅の周辺」が最も多く 16%、次いで「粕壁地区」が 13%。

## ○公園の維持管理のあり方

→「行政と市民が協力して行うべき」が最も多く 70%、次いで「行政は必要な支援を行うべき」、「全て行政が行うべき」が同率で 13%。

## ●公園整備に向けての留意事項

「今後の都市公園整備」に求められる事項

- ・緑化の推進
- ・防災機能の確保
- ・生態系に留意した環境整備
- ・協働での公園管理

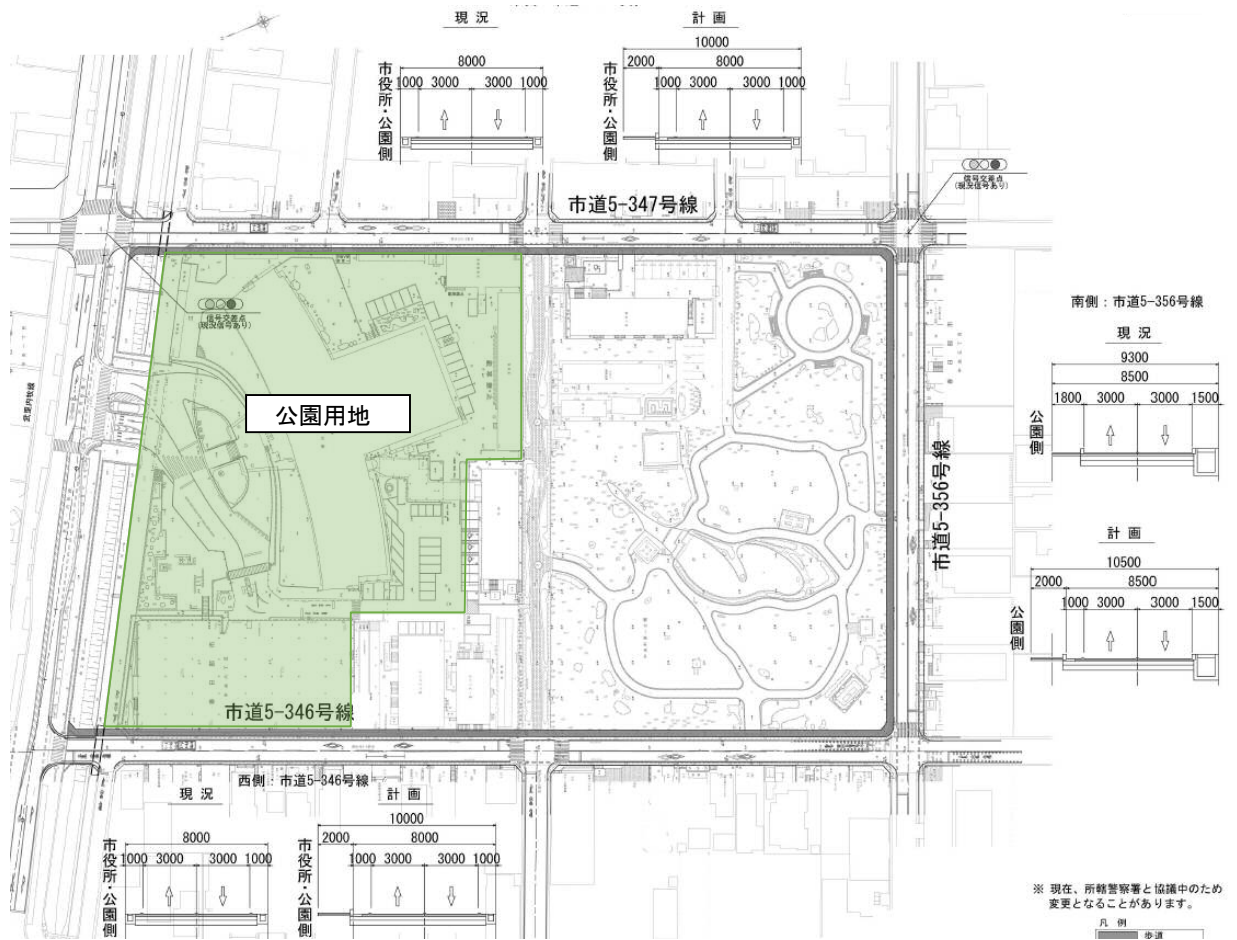
「市民意識調査」から求められる事項

- ・中心市街地の便利さや賑わいの欠如を感じている。
- ・将来への希望として公園整備に係わる事項は、
  - ・安全で安心して暮らせるまち
  - ・高齢者や障害者などを大切にする福祉の充実したまち
  - ・子どもが育つ環境や教育環境のよいまち
 への期待が高い。
- ・市の取り組み評価でみると
  - ・魅力ある中心市街地の創出
  - ・安全で良好な市街地の形成
 への不満が大きい
- ・緑への期待
  - ・ふじ通りや河川・水路の緑を今後も残していきたい緑と感じている。
  - ・緑の減少を実感している。
  - ・気軽に利用できる身近な公園、小動物とふれあえる公園への希望が高い。
  - ・維持管理に行政と市民の協力が必要と感じている。
 等の傾向がみられる。

3. 敷地分析

1) 計画対象地と周辺の地形や土地利用との関係整理

- ・計画地となる現春日部市役所は、春日部駅南側約 500m に位置し、ふじ通り、市役所前通りのケヤキ並木により結ばれている。計画地の南側は新市立病院が立地し、一体的な利用が求められ、特に病院への駅方面からの利用では、公園を介してのアプローチが考えられる。
- ・計画地北側の会之掘川・豊武川は、暗渠化により市役所通りの拡幅や遊歩道整備、緑化推進が計画されている。公園計画にあたっては歩行者専用道路を含めた区域設定とし、会之掘川・豊武川環境整備と直接接続する。
- ・計画地東側市道 5-347 号線、西側市道 5-346 号線は、都市計画道路（7・6・2 区画街路 1 号線）として幅員 2.0m の歩道拡幅が公園側に予定されている。



(道路幅員の拡幅)

| 項目             | 道路幅員 (現況) | 道路幅員 (変更案) |
|----------------|-----------|------------|
| 東側：市道 5-347 号線 | 8m        | 10m        |
| 西側：市道 5-346 号線 | 8m        | 10m        |
| 南側：市道 5-356 号線 | 9.3m      | 10.5m      |

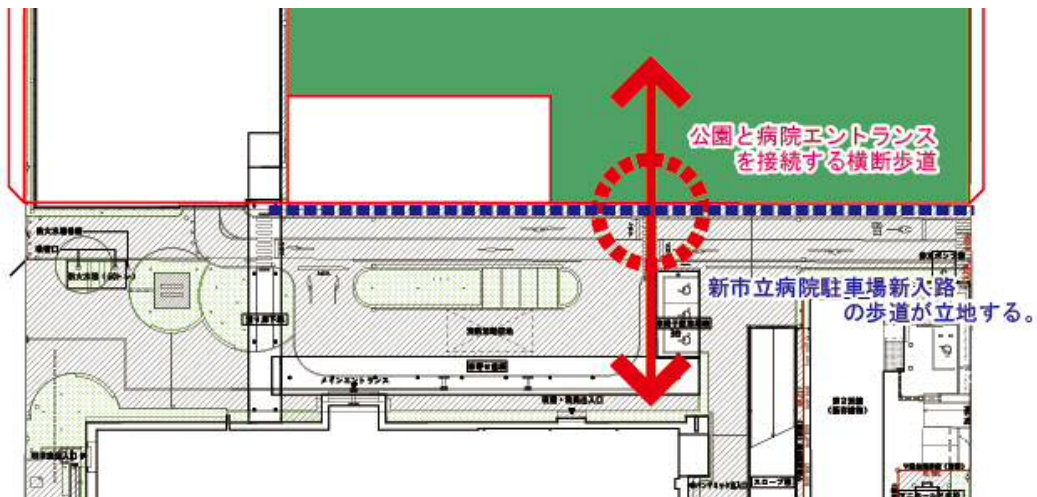
図・I-20 周辺道路計画

- ・計画地南西側は、新市立病院立体駐車場用地として、約 1700 m<sup>2</sup>（歩道セットバックを除く）が公園用地から除外される。  
立体駐車場は、新市立病院災害医療活動時、トリアージの場として位置づき、公園との連携を考慮して公園側に臨時開口部が計画される。
- ・現況の別館は、公共施設として有効利用するため残地が予定され、約 550 m<sup>2</sup>が公園用地から除外される。



図・I-21 公園除外範囲

- ・計画地南側は、新市立病院建設に伴い、立体駐車場への進入路が立地し、公園側に歩道が整備される。病院エントランスとの接続は1か所、横断歩道で結ばれる。



図・I-22 新市立病院との接続



2) 計画対象地内の植生・地形・土地利用等の詳細整理

- ・計画地内は、ほぼ平坦でまとまった緑地空間は見られない。
- ・計画地内の主な高木植栽は、北西境界部にケヤキが植栽され、市役所通りケヤキ並木との連続性を表している。その他は、敷地境界部に生垣が植栽される程度にとどまる。
- ・計画地約 1.5ha の 45%は、本庁舎と前面ロータリーが占める。その他は、別館、プレハブ棟の庁舎や立体駐車場、車庫等の建築施設が林立し、その間の大半が駐車スペースとして使われている。
- ・RC5 階建ての本庁舎は、大きな曲面を北西側駅方向に向け、市のシンボルとしての象徴性を高めている。



写真①  
北側からの外観及び北東部植栽地



写真②  
市役所前通りの街路樹



写真③  
会之堀川・豊武川水路敷



写真④  
北東交差点部外観



写真⑤  
北東境界部及び東側街路



写真⑥  
会之堀川・豊武川水路敷  
及び市役所立体駐車場



写真⑦  
西側街路及び市役所立体駐車場



写真⑧  
西側街路及び市役所プレハブ棟



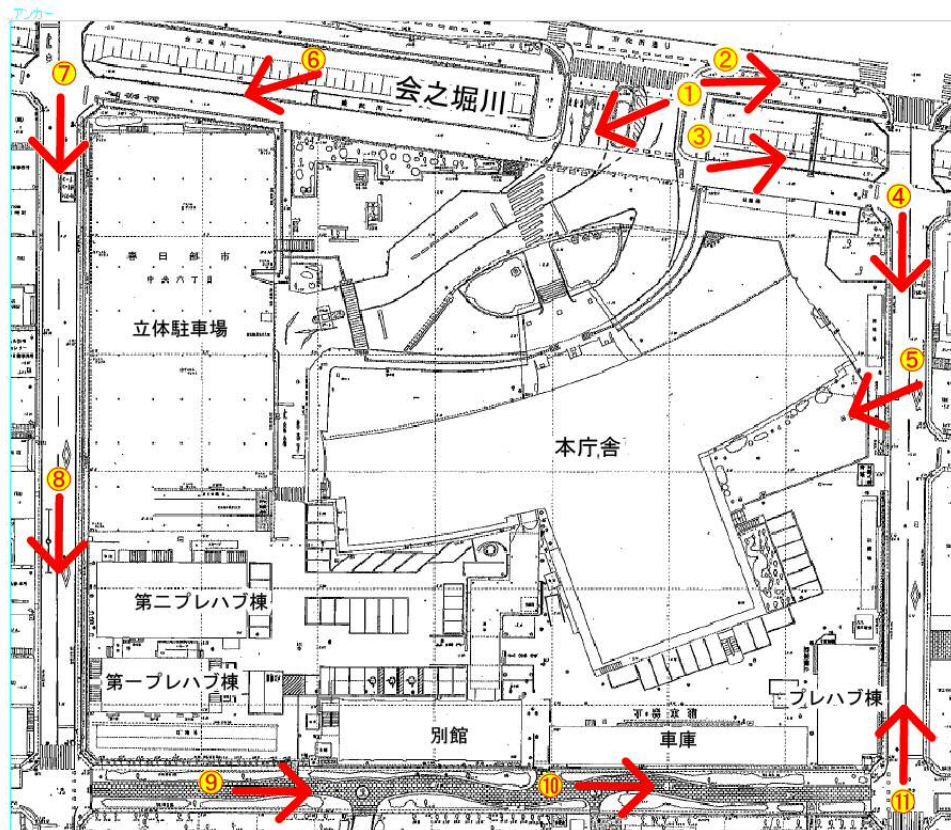
写真⑨  
南側市役所裏緑地南西部



写真⑩  
南側市役所裏緑地中央部



写真⑪  
南東境界部及び東側街路



図・I-23 計画地 航空写真・現況平面図



●公園整備に向けての留意事項

- 北側の会之堀川・豊武川環境整備との連携を図る事が求められる。
- 南側新市立病院との連続性に留意するとともに、駅方面から公園を使ってのアプローチ等、病院利用の利便性を考慮する事が求められる。
- 計画地北西角部は、駅方面からのシンボルとなる市役所本庁舎に代わり、新たなシンボル形成を図る事が求められる。
- 計画地南西部は新市立病院立体駐車場の災害時医療活動を支援する事が求められる。また、公共施設として残地する別館との一体性を図る事が求められる。

## 4. 計画上の問題点や課題の整理

| 項目                            | 公園整備に向けての留意事項   |
|-------------------------------|---|
| <b>新病院建設に伴う中央町第1公園の廃止条件</b>   |   |
| (1) 廃止に伴う法的手続き                | ○移転基本計画の策定にあたっては、代替整備される公園が現在の中央町第1公園の規模、効用においてほぼ対等なものとして見合う計画が必要となる。<br>○廃止の告示までに基本計画の公表が必要となる。  |
| (2) 土地区画整理事業施行規則との整合          | ○土地区画整理施行地区内に設置される公園面積の合計が、施行地区面積の3.0%以上、確保されることが必要となる。   |
| (3) 市役所裏緑地の代替整備の考え方           | ○市役所裏緑地の代替として会之堀川・豊武川環境整備との連携を図り、「水と緑と風のネットワーク」を形成する。   |
| <b>上位計画や各種関連資料</b>            |   |
| (1) 春日部市総合振興計画後期基本計画(平成25年3月) | ○中心市街地整備の方向性として<br>“人々が集い、にぎわいのある元気なまち”が求められる。<br>○公園整備では、<br>・緑化の推進<br>・公園整備の推進<br>(子どもから高齢者まで幅広い世代が一緒にふれあえるような公園再整備)<br>・公園の安全性の向上<br>・市民参加での公園づくりと維持管理が求められる。  |
| (2) 春日部市都市計画マスタープラン(平成23年11月) | ○まちづくりの方向と呼応した<br>・市民が集い、楽しみ、交流する魅力ある都市の実現<br>・高齢者等に配慮した人にやさしいまちづくりを進め、安全で快適に過ごせるようなまちづくりの実現に貢献することが求められる。  |
| (3) 春日部市緑の基本計画(平成23年3月)       | ○水と緑と風のまちづくりを目指し、<br>・みどりを“つくり”“つなげ”“はぐくむ”公園整備を目指す。<br>○先導緑化モデル地区として<br>・玄関口として緑豊かな景観形成<br>・賑わい空間を演出する緑や花の緑化を推進することが求められる。  |
| (4) 社会資本総合整備計画(平成25年2月)       | ○駅周辺地区再整備事業と呼応し<br>・緑化推進や環境整備を通じた環境共生都市の形成<br>・健康づくり計画の推進に貢献することが求められる。   |
| (5) 春日部市立病院再整備計画基本計画・基本設計     | ○市民の健康と命を守り、環境に配慮したグリーンホスピタルを推進する新病院と一体となり、環境豊かで健康なまちを印象付ける公園整備が求められる。<br>○新病院の利用動線に配慮し、公園、病院がともに安全で使いやすい整備が求められる。<br>○災害時、隣接する立体駐車場で実施するトリアージや軽傷者への医療活動に対し、広場空間の提供等、一体性を活かした支援を図る事が求められる。また、病院利用者の一時避難や、多数訪れる傷病者の滞留空間としても機能することが求められる。 |
| (6) 会之堀改修計画                   | ○会之堀川の地下埋設化により、市役所通りの拡幅整備と一体となった上部利用や良好な沿道整備が求められる。   |

|                          |   |
|--------------------------|---|
| <b>現地調査</b>              |   |
| (1) 現況公園<br>・計画地の状況      | (現況公園)<br>○現況公園の持つ、豊かな緑と草地広場が形成する安らぎの空間を継承する。<br>○公園内に立地する区画整理記念碑や母子像等、記念施設を継承する。<br>○遊具による遊びの機能や桜を中心とする花見の機能を継承する。<br>(計画地)<br>○市の景観シンボルであった市庁舎に変わる新たな景観拠点を形成する。<br>○現況の緑の少ない環境を踏まえ、公園としての積極的な緑化が求められる。  |
| <b>自然・社会・人文・景観等の概況整理</b> |   |
| (1) 緑の現況                 | ○緑の少ない計画地周辺において、環境向上における公園緑地の役割は高く、積極的な緑化の推進が求められる。   |
| (2) 人文条件                 | ○街道や宿場町の面影等、歴史的な空間を形成する駅北側に対し、計画地の立地する駅南側は、新しいまちの発展を印象付ける整備が考えられる。  |
| (3) 人口                   | ○春日部市及び計画地周辺においても少子高齢化の傾向がみられる。<br>・高齢者の利用に配慮したバリアフリーの整備や健康づくりにつながる施設整備が期待される。<br>・これからの子育て環境支援に向けて安全で環境豊かな遊び空間の整備が期待される。   |
| (4) 公園緑地整備状況             | ○緑の少ない計画地周辺において、環境向上における公園緑地の役割は高く、積極的な緑化の推進が求められる。   |
| (5) 法規制等<br>①用途規制        | ○現況市役所及中央町第1公園敷地を近隣商業地域（建蔽率 80%、容積率 300%）に指定される。また、区画街路1号線(7.6.2)2車線・幅員 10mが外周部をとりまき、市役所前通りに接続する。   |
| ②防災関連                    | ○現況公園が指定される一時避難所及び避難場所は、公園廃止に伴う機能補完は確保されているが、移転後においてもその役割を担うことが求められる。   |
| (6) 社会的動向<br>(市民ニーズ)     | ○「今後の都市公園整備」に求められる事項<br>・緑化の推進<br>・防災機能の確保<br>・生態系に留意した環境整備<br>・協働での公園管理<br>○「市民意識調査」から求められる事項<br>・中心市街地の便利さや賑わいの欠如を感じている。<br>・将来への希望として公園整備に係わる事項は、<br>・安全で安心して暮らせるまち<br>・高齢者や障害者などを大切にする福祉の充実したまち<br>・子どもが育つ環境や教育環境のよいまち への期待が高い。<br>・市の取り組み評価でみると<br>・魅力ある中心市街地の創出<br>・安全で良好な市街地の形成 への不満が大きい。<br>・緑への期待<br>・ふじ通りや河川・水路の緑を今後も残していきたい緑と感じている。<br>・緑の減少を実感している。<br>・気軽に利用できる身近な公園、小動物とふれあえる公園への希望が高い。<br>・維持管理に行政と市民の協力が必要と感じている。<br>等の傾向がみられる。 |



| 3. 敷地分析 |  |
|---------|--|
|         | <ul style="list-style-type: none"><li>○北側の会之堀川・豊武川環境整備との連携を図る事が求められる。</li><li>○南側新市立病院との連続性に留意するとともに、駅方面から公園を使うアプローチ等、病院利用の利便性を考慮する事が求められる。</li><li>○計画地北西角部は、駅方面からのシンボルとなる市役所本庁舎に代わり、新たなシンボル形成を図る事が求められる。</li><li>○計画地南西部は新市立病院立体駐車場の災害時医療活動を支援する事が求められる。また、公共施設として残地する別館との一体性を図る事が求められる。</li></ul> |

## Ⅱ. 基本計画

1. 計画内容の検討および方針決定

1) 基本方針の検討と設定

本計画では、中央町第1公園を現在の市役所敷地（約1.2ha）へ移転するにあたり、中心市街地に整備される新たな公園として“出会いや交流”が生まれる魅力ある公園整備を目指し、市民の健康を育む安全安心な空間を創出する。

公園整備のテーマ

『春日部セントラルパーク：交流と健康の広場』

①既存公園の機能継承、市役所跡地の有効利用を図る

- ・中央町第1公園の機能移転として現況の多様な植栽（緑陰樹・花木等）や開放感のある草地空間が生み出す、憩いや散策の場、安全な遊戯空間を継承する。
- ・旧市役所本庁舎は、市の中核拠点として長く象徴的な存在であり、立地的にも駅方面からはランドマークとして市民に親しまれてきた。このような立地特性を継承し、象徴性の高い公園整備を行う。

②新たな市街地整備の拠点を創出する

- ・賑わいや集いの場を整備し、新たなまちのシンボルを形成する。
  - イベント等が開催できる多目的な広場空間の整備
  - 花修景や象徴的な広場修景等、まちの景観スポットの形成
- ・隣接する会之堀川や豊武川の改修と一体となり、緑の基本計画にもとづく「水と緑と風のネットワーク」を構築する。

③新市立病院との一体性を持った空間整備を行う

- ・病院利用者の憩いや健康づくりの場として利用するとともに、園内の花や緑の育成活動等を通じた回復支援等、幅広いケア、リハビリテーションの場や機会を提供する。
- ・災害時にはトリアージや軽傷者への医療活動の場として機能する立体駐車場と連携する広場を設け、屋外支援スペースとする。

④市民の身近な憩いの空間を形成する

- ・誰もが使いやすいノーマライゼーションの公園を整備する。
- ・緑や花に親しみ、生き物とふれあえる場を提供する。
- ・高齢者の身近な健康づくりや子供の安全な遊び空間を提供し、多世代が集い、交流できる公園を整備する。
- ・人々の集う安全安心な公園として、見通しのきく防犯性の高い公園を整備する。
- ・公園の管理運営等、市民との協働が図れる活動や仕組みを提供する。

⑤防災機能を備えた公園

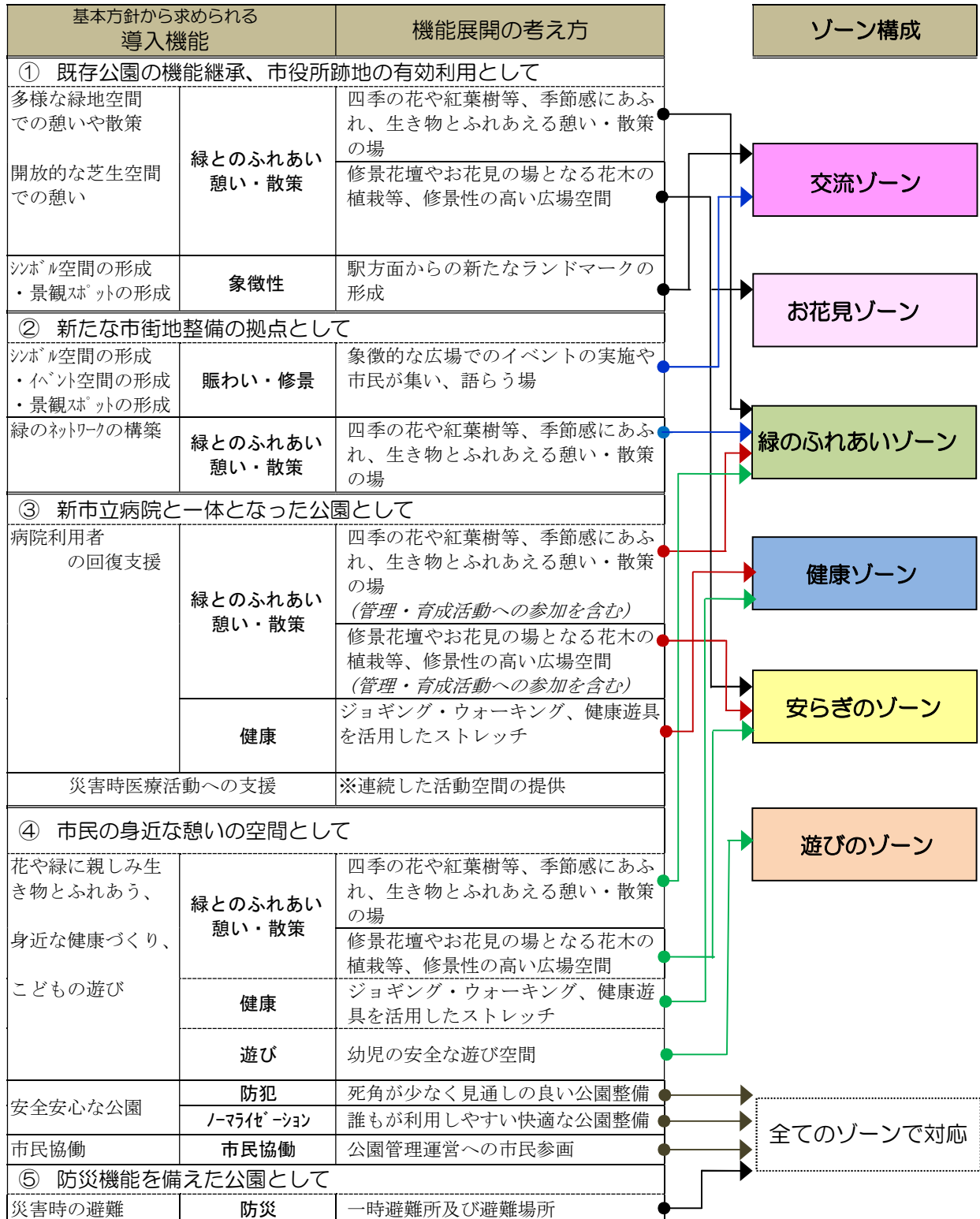
- ・本公園は、災害時には一時避難所及び避難場所に位置付けられていることから、園内に広い空間を確保することで、救護活動や復旧活動を支援する避難地としての機能を備えた公園として整備する。なお、平成26年4月から、東部地域振興ふれあい拠点施設（ふれあいキューブ）が避難場所に指定された。



2) ゾーニングの検討と設定

(1) ゾーン設定

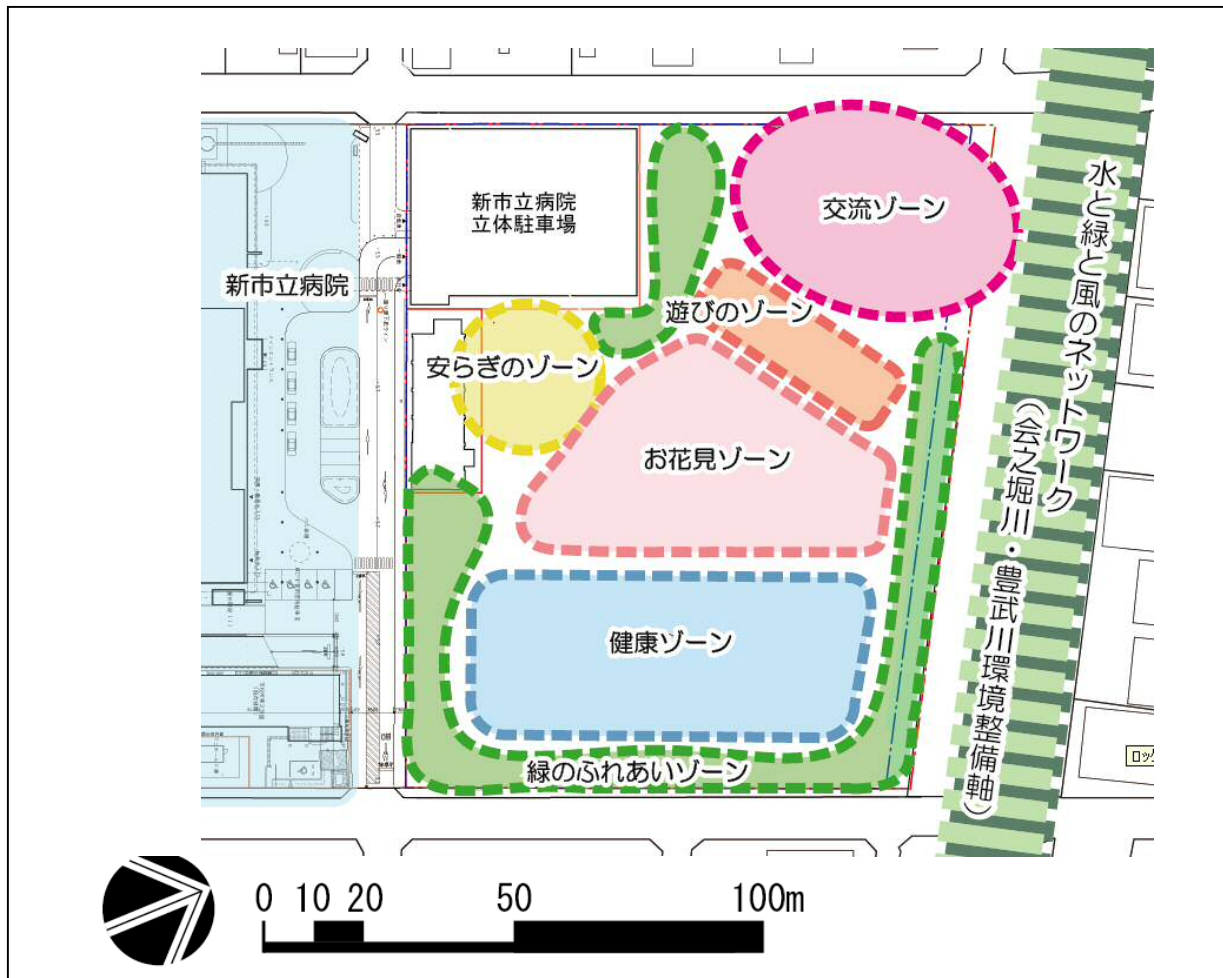
基本方針の設定を踏まえ、本公園に求められる機能とその展開より、ゾーンの構成を次のように設定する。



図・Ⅱ-1 ゾーン設定

計画にあたっては、隣接する会之堀川・豊武川の環境整備と一体となり、中心市街地に生まれる緑のネットワークの拠点となるゾーニング計画とする。

(2) ゾーニング



|           |   |
|-----------|---|
| 交流ゾーン     | 市役所前通りに面し、会之堀川・豊武川環境整備軸に接続する本公園のメインエントランスとなる位置に配置する。市の新たなシンボル空間となり、まちに賑わいと美しい景観を創出する。市民が集い、イベント等が開催できるゾーンとする。 |
| お花見ゾーン    | 桜を中心としたお花見の空間や緑陰樹のある開放的な芝生空間。家族でゆっくりとくつろげるピクニックゾーンとする。  |
| 緑のふれあいゾーン | 公園を包む緑豊かな空間。公園外周部に展開し、花や紅葉等、四季の変化を楽しみ、鳥や蝶など生き物とのふれあいが生まれるゾーンとする。  |
| 健康ゾーン     | 軽スポーツ等、多目的な活動ができる広々とした芝生空間とし、明るく開放的な景観を創出する。<br>ウォーキング、ジョギングコースを設置する。   |
| 安らぎのゾーン   | 新市立病院に隣接する広場。休憩施設や花壇を配した安らぎの空間とし、災害時には新市立病院立体駐車場の災害救援活動を支援する空間とする。  |
| 遊びのゾーン    | 交流ゾーンに隣接し、また会之堀川・豊武川環境整備軸に接続する公開性の高い空間に配置する。子供の年齢層に応じた遊びエリアの区分や見通しの良い環境整備により、安全性の高い遊び空間を形成する。                 |

図・Ⅱ-2 ゾーニング

3) 導入施設の検討と設定

本公園に求められる機能とその展開の考え方より、利用イメージ、施設展開イメージを定め、主たる導入施設や立地する広場名称を次のように設定する。

| ゾーン区分     | 利用イメージ   | 施設展開イメージ  | 主たる導入施設   | 広場名称  |  |
|-----------|--|---|---|---|--|
| 交流ゾーン     | <p>【平常時】<br/>象徴的な空間、緑や花で彩られた広場での集いや語らい。休息の場</p> <p>【イベント時】<br/>フリーマーケット、ミニコンサートなどの開催、祭事のサテライト的な空間。</p> | <p>【平常時】<br/>シンボルとなる施設や樹木を配した広々した舗装空間。軸線を通した象徴的な並木。季節の花壇や花木に彩られ、人々が集う休憩施設が配置される。多くの市民が集う場として便益施設が整備されている。</p> <p>【イベント時】<br/>舗装空間に広がる仮設店舗やステージでの演奏や公演等。</p> | <p>○シンボル施設<br/>(噴水、モニュメントやシンボルツリー)</p> <p>○舗装広場</p> <p>○花壇や花木<br/>(市民花壇や藤)</p> <p>○パーゴラ<br/>(ステージ兼用)</p> <p>○ベンチ</p> <p>○トイレ</p> <p>等</p> | シンボル広場  |  |
| お花見ゾーン    | <p>象徴的な並木。<br/>開放的な芝生空間で季節の花を楽しみ、緑陰を活かした芝生空間でお弁当を広げたり、休息ができる広場。</p>                                    | <p>桜を中心とした花の並木。桜と芝生空間、休憩施設。</p>   | <p>○桜植栽</p> <p>○芝生広場</p> <p>○野外卓</p> <p>○ベンチ</p> <p>等</p>   | 桜シンボル通り   |  |
|           |  | <p>大きな緑陰樹のある芝生広場</p>  | <p>○芝生広場</p> <p>○緑陰樹や花木</p> <p>○野外卓</p> <p>○ベンチ</p> <p>等</p>  | ピクニック広場   |  |
| 緑のふれあいゾーン | <p>豊かな緑に包まれ、季節の花や紅葉等、四季の変化を楽しみ、鳥や昆虫など動植物に触れ合う。公園での散歩とともに、公園と接する街並みにも季節の潤いを与える。</p>                     | <p>散策に適した園路と季節感を演出する多様な樹木。<br/>動植物が集まる樹木や施設。</p>  | <p>○散策園路</p> <p>○花木・紅葉木</p> <p>○エコロジカル<br/>スポット<br/>(食餌植物、吸蜜植物、給餌台、巣箱、水盤等)</p> <p>等</p>   | 外周樹林  |  |
| 健康ゾーン     | <p>緑の中での健康活動。公園をめぐるウォーキングやジョギング、器具を活用した健康運動。<br/>芝生の空間でのびのび遊び、体操する。市民が集い、趣味の活動を行う。(ラジオ体操、野外ゲーム等)</p>   | <p>ウォーキング・ジョギングに適した舗装や距離表示のある巡回走路。<br/>気軽に健康運動ができる遊具。<br/>多目的な活動ができる芝生の広場</p>   | <p>○ウォーキング・ジョギングコース、</p> <p>○健康スポット<br/>(健康遊具)、</p> <p>○多目的広場</p> <p>等</p>  | 多目的広場   |  |
| 安らぎのゾーン   | <p>ガーデンやデッキのある空間でゆっくりとくつろげる広場。</p>   | <p>花壇やハーブガーデン、休憩テラスが配置された休息空間</p>   | <p>○広場やデッキ空間</p> <p>○花壇やハーブガーデン</p> <p>○ベンチ</p> <p>等</p>  | くつろぎの広場   |  |
| 遊びのゾーン    | <p>親の見守る中での安全な遊び。<br/>身体全体を使う、より活動性の高い遊具での遊び。土や木など、自然と一体となった遊び。</p>                                    | <p>幼児の遊びに適した遊具。隣接して引率者が見守る休息スペース。児童の多様な遊び空間。(遊具による多様性のある複合的な遊びと地形変化を活かした自然と触れ合う遊び。)</p>   | <p>○幼児遊具</p> <p>○複合遊具</p> <p>○遊びの山</p> <p>○パーゴラ、ベンチ</p> <p>等</p>  | 遊戯広場  |  |
| 全てのゾーン    | 防犯   | <p>開放的で見通しのきく公園。夜間でも安全な空間。</p>  | <p>見通しを確保した外周植栽。公園灯の適切な配置。</p>  | <p>○公園灯</p> <p>○適正な樹林の密度及び構成</p> <p>等</p>                     |  |
|           | ノーマライゼーション   | <p>誰もが利用しやすい公園</p>  | <p>高齢者や障害者等、介助や支援が必要な利用者が円滑に利用できる施設。</p>  | <p>○トイレ(誰でもトイレ)</p> <p>○身障者用駐車場</p> <p>等</p>                  |  |
|           | 市民協働   | <p>市民による花の育成、公園の清掃等。</p>  | <p>市民活動を支援する施設</p>  | <p>○用具庫</p> <p>等</p>  |  |
|           | 防災   | <p>【平常時】<br/>地域の防災訓練。</p> <p>【災害時】<br/>一次避難所及び避難場所</p>  | <p>避難空間となる広がり</p> <p>避難空間となる広がり<br/>災害時避難生活の支援施設</p>  | <p>○広場(避難空間)</p> <p>○防災施設<br/>(かまどベンチ、マンホールトイレ等)</p> <p>等</p> |  |

図・Ⅱ-3 導入施設の設定



# (新)中央町第1公園基本計画

## 凡例

- A シンボル広場
- B 遊戯広場
- C 桜シンボル通り
- D ピクニック広場
- E くつろぎの広場
- F 多目的広場
- 1 健康スポット(健康遊具等)  
防災関連施設を付帯  
(防災かまどベンチ  
・防災マンホール等)
- 2 ウォーキング・ジョギングコース
- 3 ふじゲート・パーゴラ
- 4 トイレ
- 5 シンボルツリー
- 6 区画整理完成記念碑(移設)
- 7 母子像(移設)
- 8 防災倉庫
- 9 身障者用駐車スペース
- ▶▶▶ メインエントランス
- ▶▶ サブエントランス
- ▶▶▶▶▶ 車両入口(管理用兼用)



図・Ⅱ-4 (新)中央町第1公園基本計画



4) 需要圏域・利用者層・利用者数の検討と設定

(1) 需要圏域・利用者層

近隣公園である本公園の利用圏域は、概ね半径 500mが対象となる。圏域には春日部駅南側に展開する商業エリアやふれあいキューブ、新市立病院等が立地し、同時にこれらの施設と連携する緑の環境軸が計画されている。(会之堀川・豊武川環境整備)

特に新市立病院は、駅からのアプローチの際、公園内を通る利用が想定される。

このように本公園は、近隣街区を圏域とする身近な公園にとどまらず、日常的に新市立病院を訪れる通院者の通行や休息の場となり、またイベント時には中心市街地と連携した賑わい空間ともなる全市的な利用が想定できる。

上記を踏まえ、本公園で求められる導入機能、利用のイメージより、利用者層を検討する。

| 求められる役割           | 利用イメージ  | 利用者層               | 利用対象 |
|-------------------|---|--------------------|------|
| ○賑わい・修景           | 【平常時】<br>象徴的な空間、緑や花で彩られた広場での集いや語り。休息の場<br>【イベント時】<br>フリーマーケット、ミニコンサートなどの開催、祭事のサテライト的な空間。舗装空間に広がる仮設店舗やパーゴラを活用したステージでの演奏や公演等。 | 全年齢層               |      |
| ○緑とのふれあい<br>憩い・散策 | 豊かな緑に包まれ、季節の花や紅葉等、四季の変化を楽しみ、鳥や昆虫など動植物に触れ合う。公園での散策とともに、公園と接する街並みにも季節の潤いを与える。   |                    |      |
| ○健康               | 緑の中での健康活動。公園をめぐるウォーキングやジョギング、器具を活用した健康運動。芝生の空間でのびのび遊び、体操する。市民が集い、趣味の活動を行う。(ラジオ体操、野外ゲーム等)                                    | 全年齢層<br>(特に高齢者の利用) |      |
| ○遊び               | 親の見守る中での安全な遊び。体全体を使う、より活動性の高い遊具での遊び。土や木など、自然と一体となった遊び。  | 幼児・児童層<br>ファミリー層   |      |
| ○防犯               | 開放的で見通しのきく公園。夜間でも安全な空間。   | 全年齢層               |      |
| ○市民協働             | 花の育成、公園の清掃等。  | 全年齢層               |      |
| ○防災               | 【平常時】地域の防災訓練。<br>【災害時】一時避難所及び避難場所   | 全年齢層               |      |

図・Ⅱ-5 利用イメージと利用者層・利用対象

(2) 利用者数の想定

〈平時の利用〉

本公園の利用者数を都市公園利用実態調査の近隣公園原単位を用いて想定する。

近隣公園 h a 当たり最大時利用者数：45 人/ha(休日)

[都市公園利用実態調査平成 20 年 3 月]

$45 \text{ 人/ha/時} \times 1.2 \text{ ha} \approx 55 \text{ 人/時}$

よって本公園の最大時利用者数は 約 55 人を想定する。

また、同調査での近隣公園平均在園時間は 0.72 時間(休日)となり、平均滞在時間と回転率との相関図表(『自然公園等施設整備技術指針』財団法人国立公園協会)によれば、概ね 1/1.47 の回転率となる。

$55 \text{ 人/時} \div 1.47 \text{ 時/日} \approx 80 \text{ 人/日}$

このことから、本公園の最大日利用者数は約 80 人を想定する。

〈イベント時の利用 (利用可能人員の想定)〉

本公園はイベント空間としての利用も想定される。イベントは中心市街地とのネットワークを活かしたサテライト的な利用(市が実施するイベントの一会場)と、本公園独自のイベント(ミニコンサートやフリーマーケット等)が想定される。

イベント時の利用者数は、イベントの規模、内容等で大きく変動するため、ここではイベント利用のキャパシティとして利用可能人数を想定する。

○サテライトの利用時

サテライト的な利用では、シンボル広場と連続するピクニック広場・多目的広場西側での利用を想定する。

利用エリア面積(施設・植栽地等を除く概ねの面積)約 4,500 m<sup>2</sup>

8,000 m<sup>2</sup> ÷ 園地利用原単位 15 m<sup>2</sup>/人(※) ≒ 300 人

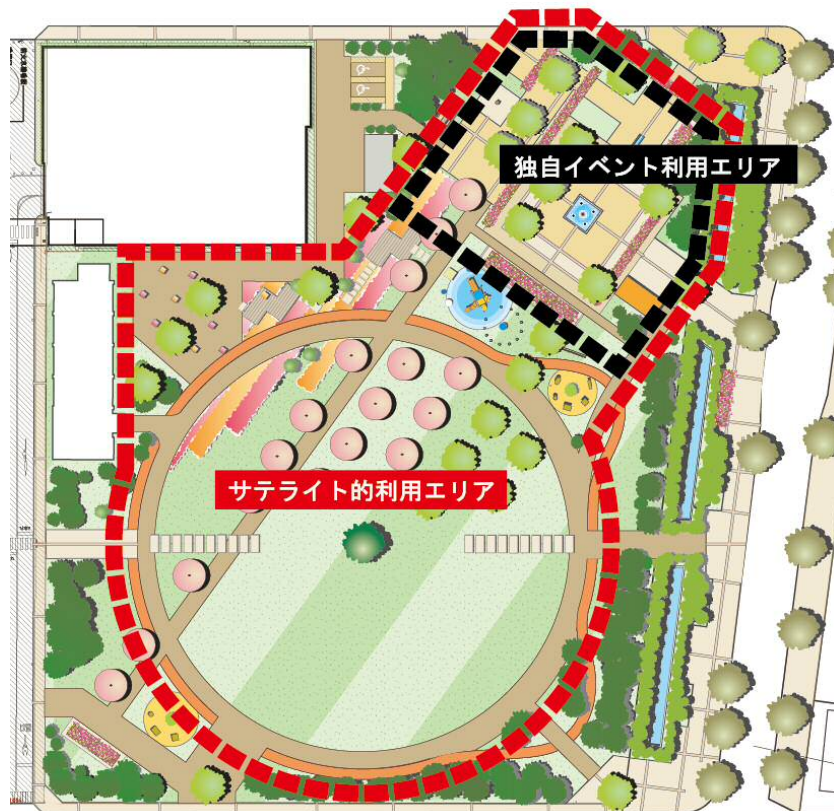
○公園独自イベント

シンボル広場を中心とするイベント利用を想定する。

利用エリア面積(施設・植栽地等を除く概ねの面積)約 1,300 m<sup>2</sup>

1,500 m<sup>2</sup> ÷ 園地利用原単位 15 m<sup>2</sup>/人(※) ≒ 100 人

※ 出典:「公園緑地の計画と実施」(社団法人全日本建設技術協会)



図・Ⅱ-6 イベント展開エリア(想定)

5) アクセスや動線の検討と設定

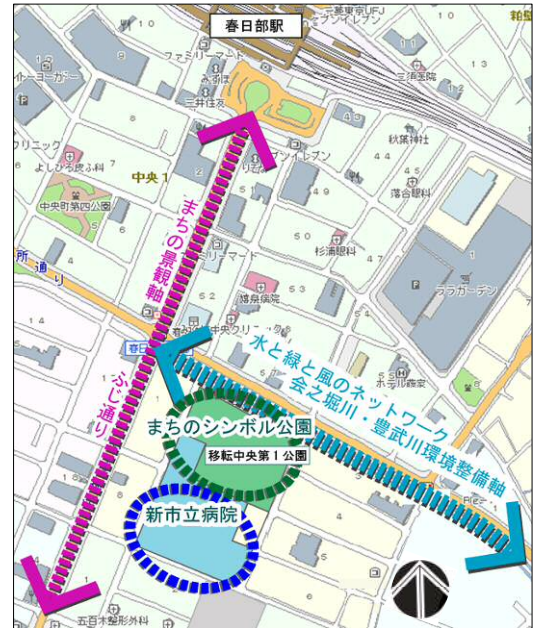
(1) アクセスの検討

本公園北側は市役所前通りと会之堀川・豊武川環境整備軸が立地し、市の幹線道路とともに水と緑と風のネットワーク軸が接続する。

特に公園北西側は春日部駅からのアプローチ点となり、市の新たな顔となる景観ポイントとして期待される。

このため、本計画では公園北西部をメインエントランスとして位置づけ、景観的にも象徴的な整備を検討する。

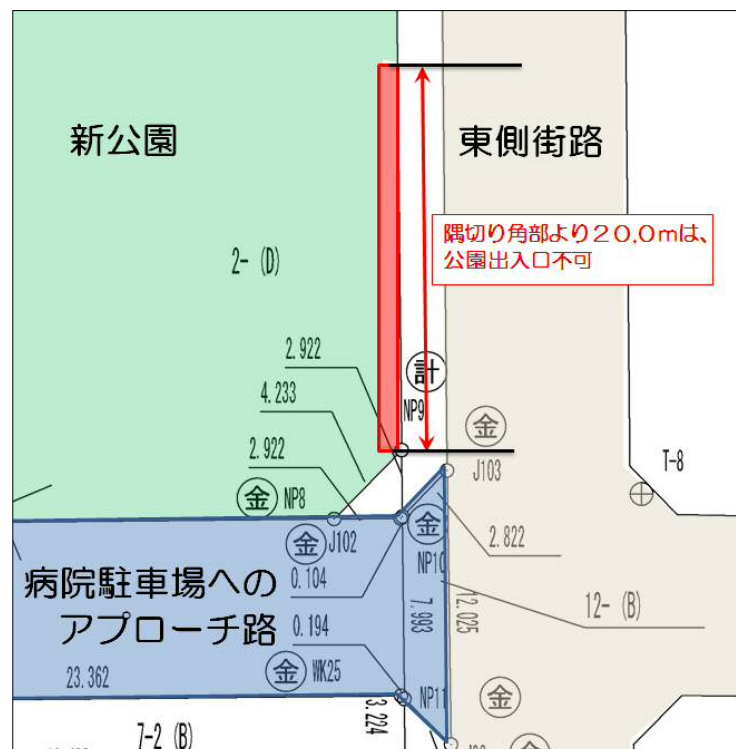
この他南側は、病院駐車場への車両動線で分断されるため、病院側建築棟との連絡動線に合わせた入口と南側に計2箇所確保する。その他、東側街路からのアプローチとして北東部、南東部に各々1箇所、西側街路からのアプローチとして1箇所、北側会之堀川・豊武川環境整備軸からは、積極的な連携として2箇所入口を確保する。



図・Ⅱ-7 広域ネットワーク軸

尚、南側新市立病院間の道路は病院駐車場へのアプローチ道路としての位置づけとなるため、東側街路沿いの公園入口は、接道する隅切り部より20.0m以上離す事が必要となる。

(埼玉県建築基準法施行条例 30 条 1 項 4 号)



図・Ⅱ-8 東側街路沿い南東部入口の設定

また、計画地東西街路沿いは都市計画道路整備により敷地内に2.0mセットバックし、幅員2.0の歩道が確保される。



図・Ⅱ-9 エントランス位置



(2) 動線の検討

主動線はメインエントランスより、南側に抜ける象徴的な軸線を整備し、内部では園内を巡るサークル状で整備する。各エントランスからの動線はこのサークル状の主動線に接続する。

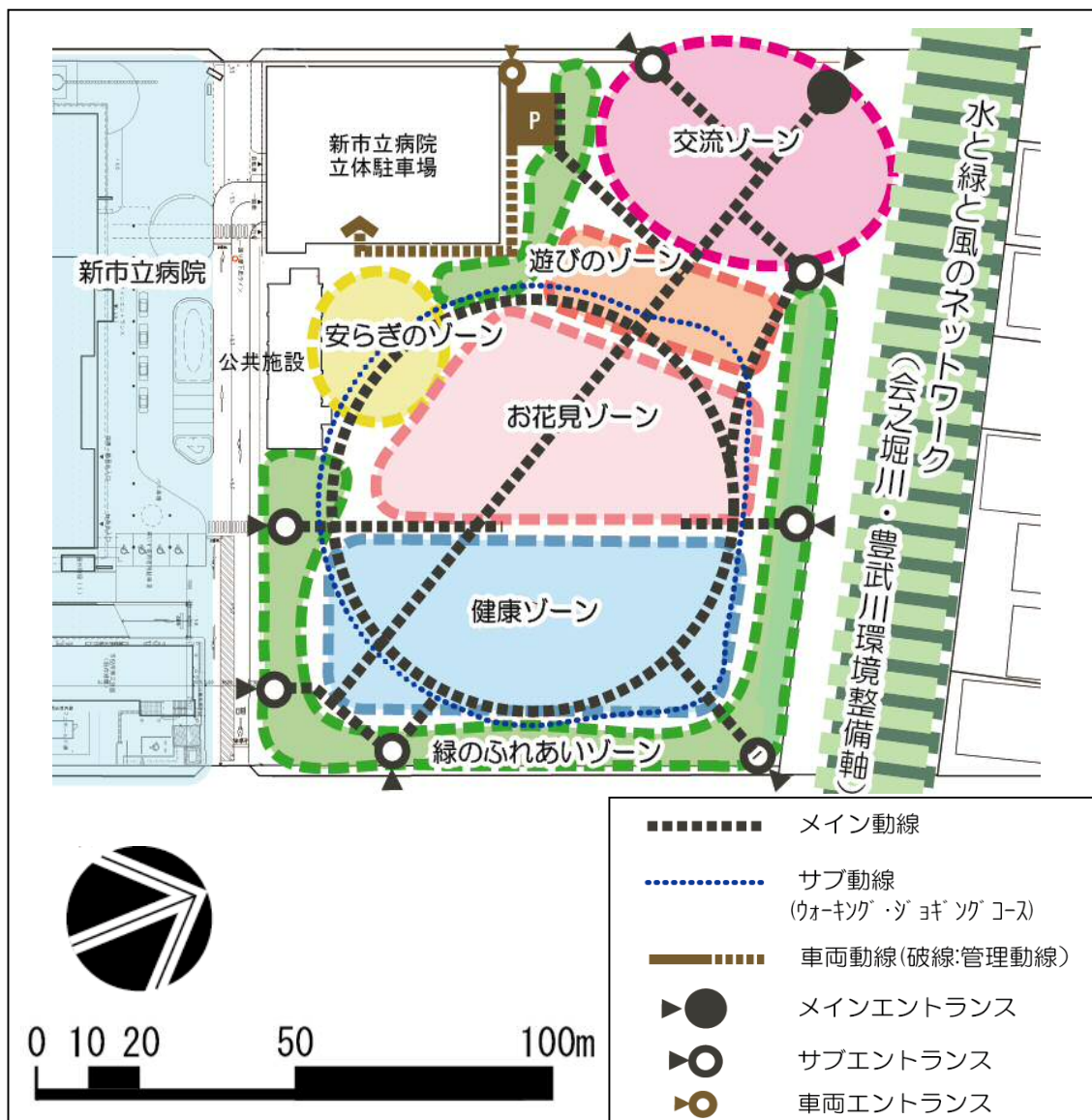
特に新市立病院との連絡通路は多くの利用が考えられる事から北側会之堀川・豊武川環境整備軸との入口と合わせてビスタを通し、象徴的な動線とする。

(両入口は多目的広場の広がり確保するため、動線して連絡せず、見通し線としての連続性を保ち、中心部にシンボルツリーを配置する。)

また、サークル状の主動線に従属しつつ、公園外周をめぐる副動線を配し、ウォーキング、ジョギングコースとしても活用可能な動線とする。

本公園への車両動線は、身障者用駐車場へのアプローチとして西側街路に入口を設置する。

この入口は、管理用車両の入口としても活用し、災害時には新市立病院立体駐車場で想定される救援活動を支援する緊急車両動線として立体駐車場及び支援の場となる安らぎのゾーンに接続する。




図・Ⅱ-10 ゾーニングと動線

6) 環境の保全と創出に関する検討と設定

表・Ⅱ-1 環境形成の方針

| ゾーン       | 広場名称等   | 環境形成の方針  |
|-----------|---|--|
| 賑わい・交流ゾーン | <p>シンボル広場</p>                  | <p>&lt;象徴的な広場空間の造成&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メインエントランスとなるシンボル広場は、整然とした広場空間を創出するため、接道部は低木、地被等を活用し、見通しを確保する。</li> <li>・広場中心部にシンボルとなる噴水を配置する。また春日部駅や中心市街地とネットワークする立地を踏まえ、取り付き点となる敷地北側角部からゾーン内部への見通しを確保し、象徴的な景観を創出する。</li> <li>・藤まつりの時期に花や新緑の美しい樹木やクリスマスイルミネーションに生かすことのできる樹木等、市のイベントに合わせた樹種選定を考慮する。<br/>(例：ハナミズキ、カツラ、モミ等)</li> <li>・広場内に設置されるゲートやパーゴラには市の花である藤を配し、一体となってシンボル性を発揮する。</li> </ul> |
| 遊びのゾーン    | <p>遊戯広場</p>                  | <p>&lt;自然とのふれあい空間の創出&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性の高い遊具とともに木登りのできる大径木や草遊び、昆虫観察等、自然とふれあえる環境を創出する。</li> <li>・草地は管理により草丈の変化をもたせ、バッタやチョウなどの生物生息空間を創出する。</li> </ul>   |
| お花見ゾーン    | <p>桜シンボル通り<br/>・ピクニック広場</p>  | <p>&lt;桜林と緑陰の形成&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移転前の公園で花見として親しまれたソメイヨシノを中心に花見空間の創出を図る。</li> <li>・桜林内に大径木となり、広場に緑陰を提供する樹木を典型として植栽する。(例：ケヤキ、シラカシ等)</li> </ul>  |
| 安らぎのゾーン   | <p>くつろぎの広場</p>               | <p>&lt;花に彩られた休息空間の創出&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園路沿いのボーダー花壇やユニバーサルデザインを考慮したレイズドベッド、広場内のフラワーポット等、多彩な花演出と休息施設によるくつろぎの空間を創出する。</li> </ul>  |
| 健康ゾーン     | <p>多目的広場</p>                 | <p>&lt;躍動感のある芝生空間の創出&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況の平坦な地形を活かし、多目的な活動に利用できる芝生空間を創出する。</li> </ul>  |

|                  |   |   |
|------------------|---|---|
| <p>緑のふれあいゾーン</p> | <p>外周樹林</p>  | <p>＜見通しのきく防犯性の高い樹林、<br/>生物生息環境に配慮した樹林の形成＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園内とともに、街並みにも緑量感と季節感を与える外周植栽は、常緑樹、落葉樹を組み合わせ、多様性のある樹林を形成する。</li> <li>・外周樹林は中木を極力排除し、高木と低木、地被を主体に見通しを確保する。</li> <li>・外周樹林に鳥や蝶を誘引させるエコロジカルスポットを点在させる。(食餌植物、吸蜜植物、給餌台、巣箱、水盤等)</li> </ul> |
|------------------|---|---|



7) 空間構成の検討と設定

(1) シンボル広場

本公園のメインエントランスとして駅方面からの景観を考慮した開放的で象徴的な広場を整備する。

公園北側角部より、広場中心に向けて軸線を取り、並木と中心に配置する噴水により奥行き感のある象徴的な広場を形成する。その内には、市の花「藤」を配したゲートやパーゴラを回廊的に整備し、開花時には藤の花に包まれる広場を創出する。

広場は利用者の集いの空間として舗装空間で構成し、ベンチ等の休憩施設の他、芝生や低木地被、緑陰となる並木植栽等により修景性の高い広場を構成する。

広場東側、会之堀川・豊武川環境整備との接続部にトイレを配し、公園利用とともに環境軸利用者への利便性を考慮する。

広場西側には、現況公園に立地する区画整理完成記念碑や母子像を移設する。



広場内の並木植栽イメージ



パーゴラ・ふじゲートのイメージ



広場噴水イメージ

図・Ⅱ-11 シンボル広場の構成とイメージ



(2) 遊戯広場

遊戯広場は、シンボル広場に連続して配置し、公園全体に賑わいと躍動感が感じられる立地とし、同時に多くの人に見守られる空間とする。

遊戯広場の構成は、幼児を対象とする遊具空間とややアクティビティの高い児童を対象とする遊戯空間に分け、安全性の高い構成とする。

幼児を対象とする遊戯エリアは、スカルプチュア等の小規模な遊具を中心に構成する。

児童を中心とする遊戯エリアは、複合遊具を中心に構成する。両エリア共に、親の休憩スペースと隣接させて見守りの場（パーゴラ）とともに親同士の交流が生まれる空間とする。

この他、北側外周樹林沿いを草地のエリアとして草地管理の頻度を変え、バッタ等の昆虫が生息する環境を創出する。



複合遊具・スカルプチュア等イメージ



原っぱイメージ



図・Ⅱ-12 遊戯広場の構成とイメージ



(3) 桜シンボル通り・ピクニック広場

桜シンボル通りは、シンボル広場より公園を斜めに貫く象徴的な動線沿いにソメイヨシノを並木状に植栽する。この動線は本公園の景観軸となり、同時に新市立病院を結ぶ一体性を象徴する。

桜シンボル通りは、公園中央部、サークル状広場内では、サクラ植栽が拡大し、花見空間として展開する。また、緑陰樹を配し、桜とともに芝生空間でのピクニック園地として年間を通して親しまれる広場とする。



桜シンボル通りイメージ



ピクニック広場イメージ



図・Ⅱ-13 ピクニック広場の構成とイメージ



(4) くつろぎの広場

くつろぎの広場は、本公園の景観軸となる桜シンボル通りに合わせた花修景を図り、年間を通しての花に包まれた公園を演出する。

また、滞留空間となるくつろぎのテラスでは、公園利用者とともに病院利用者が集い、花に彩られた休息空間でゆっくりと安らげる場として整備する。

沿道修景は、地被や宿根草、低木を中心としたボーダー花壇として整備する。

くつろぎのテラスは、災害時に立体駐車場で実施される災害救援活動の支援空間として、広がり確保が求められる。

このため、フラワーポットやコンテナガーデンによるポイント的な花修景を中心に、ウッドデッキや舗装パターンを変化させたテラス空間として整備する。

広場内の花壇は、市民協働による管理や花苗育成を図るものとし、幅広い市民や団体の利用を考慮してレイズドベッドの活用等、ユニバーサルデザインでの花壇整備を図る。

また、将来的には新市立病院と連携した園芸療法等の利用も想定する。



図・Ⅱ-14 くつろぎの広場の構成とイメージ

(5) 多目的広場

多目的広場は、開放的な芝生空間で散策や軽い運動等、日常での健康づくりの広場として整備する。

公園中央のサークル状広場は、ピクニック広場の疎林空間と多目的広場の芝生空間を二分され、その中心にシンボルツリーを植栽する。

シンボルツリーは、大径木となり樹形の美しい樹木を選定する。(樹種は今後検討。例：ケヤキ、クス、シラカシ、モミ等)



多目的広場は、約 1900 m<sup>2</sup>のまとまった芝生空間となり、幅広い利用が可能となる。

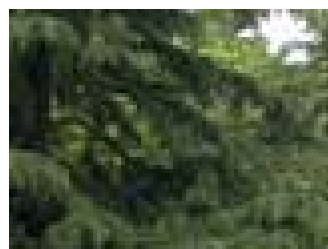
○参考：

広場の大きさ目安：フットサルコート1面がゆとりを持って確保できる。

※フットサルコート国際試合は、縦 38～42m、横 18～22m。一般に縦 40m、横 20mが最適とされる。



シンボルツリーイメージ



広場空間のイメージ

図・Ⅱ-15 多目的広場の構成とイメージ



○ウォーキング・ジョギングコース

ピクニック広場、多目的広場の外周囲路に沿って、ウォーキング・ジョギングコースを配し、1周約270mの巡回コースとして整備する。

コースは走行しやすいクッション性の高い舗装材を採用する。(幅員2.0m)

○健康スポット

ウォーキング・ジョギングコースの起終点として南北2箇所に健康スポットを配置する。

ここでは、運動のウォームアップやクールダウンの場としてサークル状の広場を設け、気軽に効率よく全身運動ができる健康器具を配置する。

[健康器具例] トータルなフィットネス運動 (5基構成)

| フィットネス運動      | 健康器具例     |
|---------------|-----------|
| ①全身運動(バランス運動) | バランス円盤    |
| ②お腹回りの運動      | 腹筋ベンチ     |
| ③腰回りの運動       | 背のぼしベンチ   |
| ④上半身の運動       | ぶらぶらストレッチ |
| ⑤下半身の運動       | 踏み板ストレッチ  |



ウォーキング・ジョギングコースとイメージ

健康器具例



バランス円盤



腹筋ベンチ



背のぼしベンチ



ぶらぶらストレッチ



踏み板ストレッチ

図・Ⅱ-16 ウォーキング・ジョギングコース、健康スポットの構成とイメージ

(5) 外周樹林

外周樹林は公園の緑量感を高め、季節感の演出、とともに地域の環境を高めるよう積極的な緑化を推進する。

本公園は、地域の一時避難所及び避難場所としても利用される事から、防火性の高い常緑樹を活用しつつ、要所に花木を添景として配置する。

また、防犯性の高い公園として極力高木と低木地被による植栽として、見通しを確保する。

外周樹林には、環境との共生を目指したエコスポットを要所に配し、環境学習の場としても機能する緑地を目指す。

エコスポットでは、鳥の好む食餌植物や蝶を呼ぶ吸蜜植物、給餌台・水盤等を配置する。



図・Ⅱ-17 外周樹林の構成とイメージ

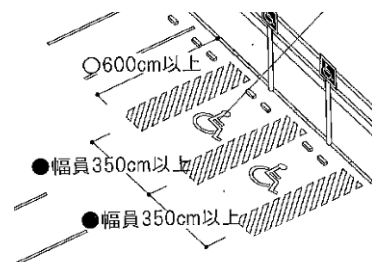


(6) 便益・管理施設等

① 駐車場

住区基幹公園として位置づく本公園は、徒歩圏からの利用が基本となるが、ノーマライゼーションの公園づくりとして身障者等の利用を想定した駐車スペースを2台分整備する。

駐車スペースは公園西側街路沿いに整備し、車両アプローチは管理用の車両アプローチと兼用とする。



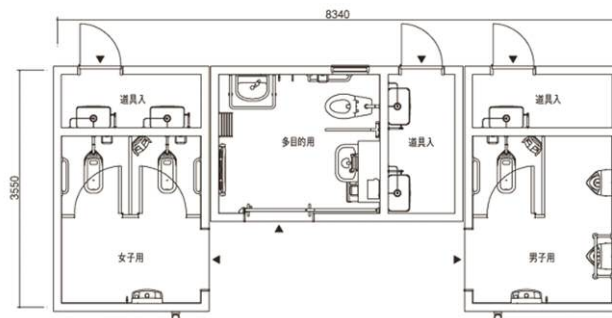
駐車スペースは「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、幅員3.5m、奥行き6.0mとし、サイン表示の他、後背部からの乗り降り可能な構成とする。

図・Ⅱ-18 駐車スペースの構成

② トイレ

トイレは、利便性、防犯性を考慮してシンボル広場、遊戯広場、会之堀川・豊武川環境整備軸に隣接し、利用者から見通しのきく、シンボル広場東側に配置する。

トイレ構成は、男・女ブースの他、車椅子利用や子供連れでも安心して利用できる誰でもトイレを備えた構成とする。



図・Ⅱ-19 トイレイメージ



8) 災害時の対応

(1) 災害時における本公園の役割

本公園は、粕壁地区の一時避難所及び避難場所として位置づけられ、災害初動期の安全確保、生活支援の場として機能する事が求められる。

同時に新市立病院と隣接する立地を活かし、相互が連携して市の災害時救援救護の体制をより強固にする事が求められる。

このため、災害時は大きく次の2つの役割を担うエリアで構成する。

『災害支援エリア』

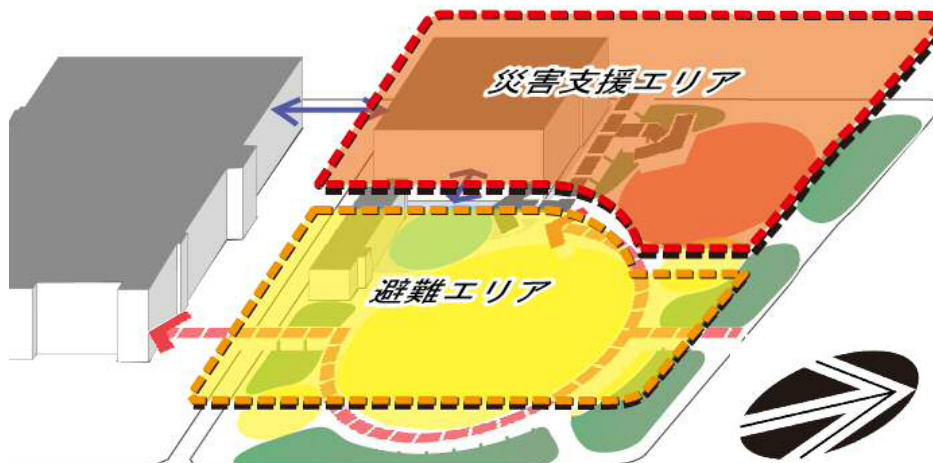
: 公園の中心的な広場や車両取り付点となる公園西側は、避難者への支援とともに、新市立病院が実施する災害救援活動を支援する災害時対応拠点として位置づけ、緊急搬送の誘導や軽傷者等への応急救護、情報窓口等を行う。

＝災害時の病院との連携策(例)＝

- 公園西側車両入口を緊急車両動線とし、トリアージの場となる立体駐車場への専用動線を確保する。(搬送受け入れ等、屋外支援の場となるくつろぎの広場に接続)
- シンボル広場周辺に位置づける災害時対応拠点で、軽傷者の応急救護等支援の場を設営
- 市役所通りに直結する本公園の立地を活かし、病院周辺道路の交通障害に備えた予備動線の確保(市役所通りより公園内を通り、病院本館及び立体駐車場への動線を確保する。)

『避難エリア』

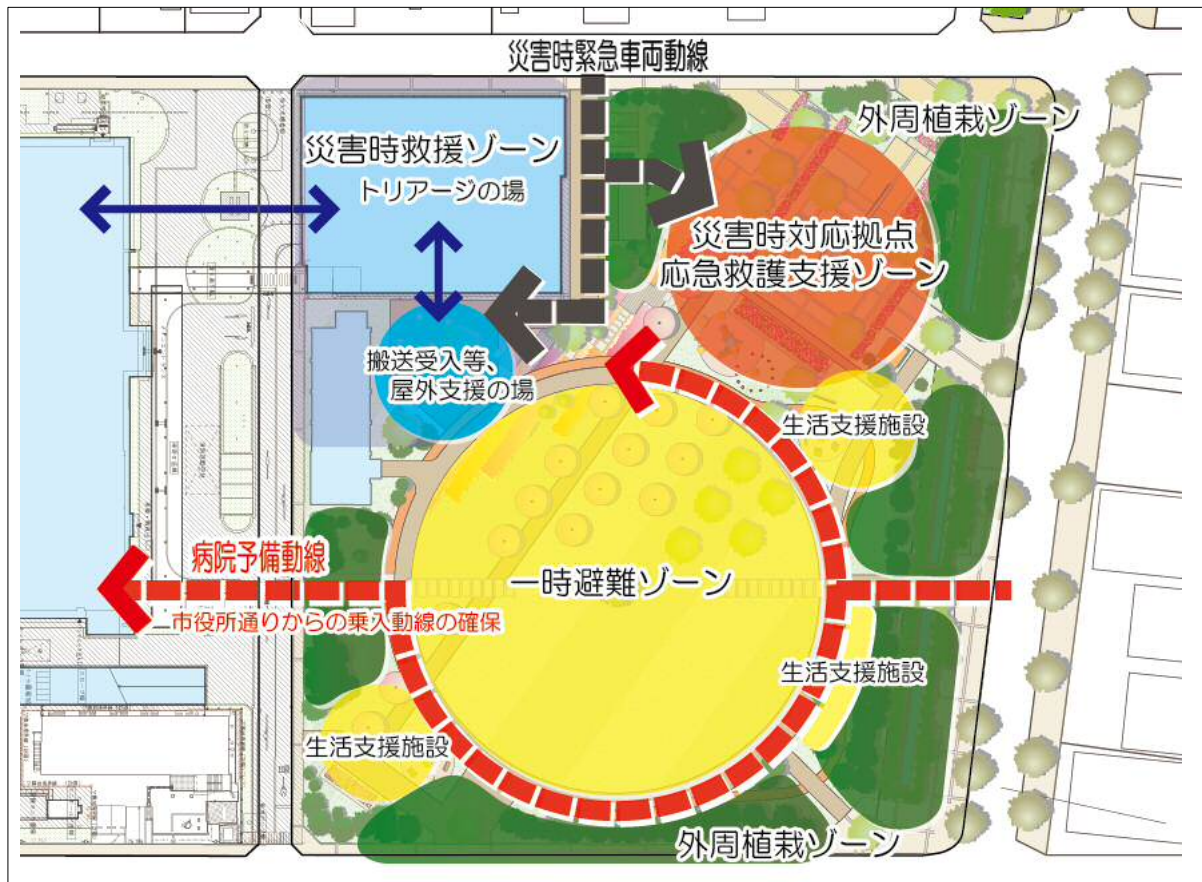
: 公園東側は、オープンスペースを活かした避難スペースや生活支援の施設を備えたエリアとする。



図・Ⅱ-20 災害時エリア区分

(2) 災害時の土地利用

先のエリア区分に基づき、災害時土地利用と施設イメージを次のように整理する。



| ゾーン等  | 概要   | 施設イメージ  |
|---|--|---|
| 災害時対応拠点<br>応急救護支援ゾーン                                      | 災害時の本部機能を担い、避難者の誘導や情報提供、生活支援を行う。また、市立病院と連携し、軽傷者、要援護者等への応急救護を行う。                          | 避難本部棟(テント)<br>救護所(テント)、情報提供施設、防災倉庫(荷捌きスペース)等              |
| 災害時救援ゾーン<br>○新市立病院立体駐車場<br>○くつろぎの広場<br>(搬送受入等、<br>屋外支援の場) | 新市立病院立体駐車場でのトリアージ等、災害傷病者の救護活動の場<br>本公園では、立体駐車場への緊急車両動線を別途確保し、隣接広場を搬送受入や活動補完スペースとしての利用する。 | 緊急用車両動線、活動支援広場  |
| 一次避難ゾーン   | 災害初動期の避難空間。サークル状の園路内側を避難エリアとして位置づけ、明確な領域設定を図る。   | 広がりのある芝生空間  |
| (生活支援施設)  | 避難者の生活支援として物資の配布や、炊き出しの空間、災害トイレの設置等  | かまどスペース、非常用飲料施設・<br>防災井戸、防災トイレ等                           |
| 外周植栽ゾーン   | 防火植栽帯としての機能を発揮する耐火力の強い樹木を活用した植栽。   | 外周植栽  |
| 公園全体  | ソーラー照明や日常的に災害時の役割は機能を解説する情報施設を配置する。  | ソーラー照明、情報解説板等   |
| 災害時緊急車両動線   | 公園西側街路に緊急車両専用の入口を配し、立体駐車場及び災害活動拠点への動線を確保する。  | 幅員5mの車両動線を確保。   |
| 病院予備動線  | 新市立病院周辺道路の災害時交通傷害に備え、予備動線として市役所通りからの乗入動線を確保する。   | 交通傷害等により病院へのアプローチ動線が必要な場合、主園路、ジョギングコースが一体となり幅員5mの車両動線を確保。 |

図・Ⅱ-21 災害時土地利用



■災害時の施設イメージ

○救援活動支援広場  
[くつろぎの広場]  
トリアージの場となる立体駐車場と連続し、緊急車両や救護者搬送のとり付きの場となる。



○緊急車両進入口、防災倉庫  
災害時生活支援物資や非常用電源、復旧資材等の保管。



○災害時対応拠点、応急支援拠点  
災害時対応本部として行政や支援者が活動する拠点施設。新市立病院と連携した軽傷者の治療や救護の場。物資の配給の場等。



[ふしゲートやパーゴラ、遊具を活用した仮設テント]



○災害時情報共有や伝達の場。○物資搬入時の荷捌きスペース。  
[仮設情報ボード等] [パーゴラと一体性を持ったスペース]



○一時避難ゾーン  
多目的広場、ピクニック広場を活用した避難ゾーン。



○生活支援施設  
マンホールトイレを植栽地内に設置  
[マンホールトイレ]



○公園全体  
照明等への自然エネルギー活用。



○生活支援施設  
健康遊具を配した健康スポット及びその周辺に集中して配置する。  
(日常利用の場に災害時の役割や機能を解説し周知する)



[かまどベンチ]



[防災井戸や耐震性貯水槽]



[発電機や浄水器等]  
(防災倉庫内に保管)



図・II-22 災害時土地利用図とイメージ



(3) 避難人口の想定

避難人口の設定に当たっては以下の要件が示されている。

- 避難スペースは、避難が可能な有効面積とする。
- 避難人口の算定に用いる一人当たり避難面積は、広域避難地としてのスペースは2㎡/人、または現状に応じて1～2㎡/人とする。 「防災公園計画・設計ガイドライン」

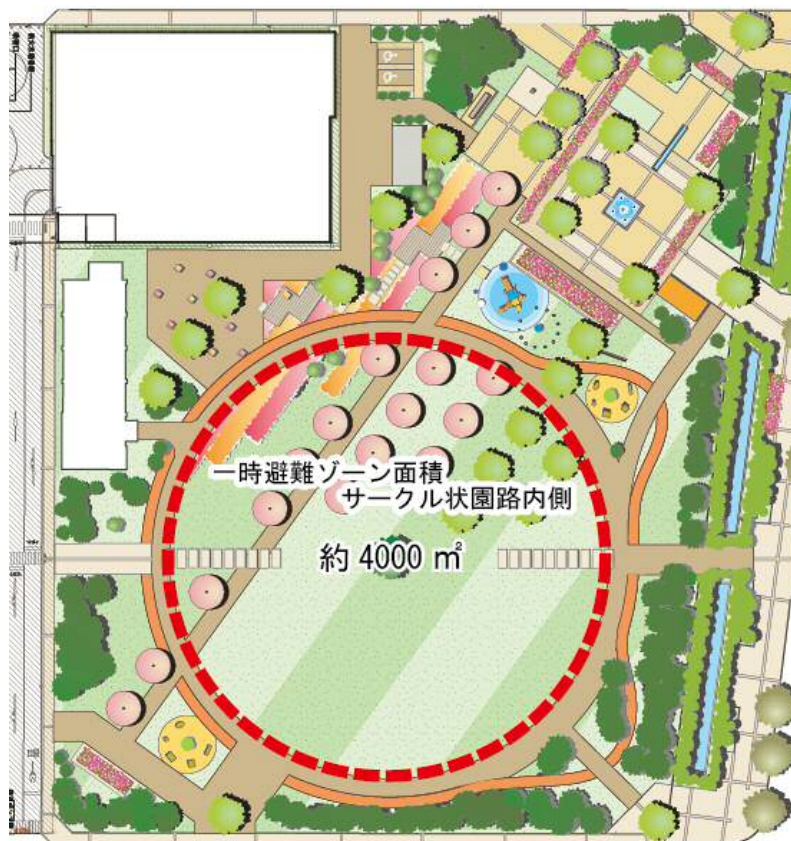
※一人当たり避難面積は上記のように、幅があるが、春日部市地域防災計画では、広域避難場所の要件として2㎡/人が位置付けられることから、2㎡/人を用いて避難人員を想定する。

○中央町第1公園の避難人口の想定

先の災害時の土地利用で示すように、一時避難ゾーンは、公園内のサークル状園路内側に位置づけられる。

サークル内面積は約4,000㎡であり、避難人口は、約2,000人となる。

$$4,000 \text{ m}^2 \div 2 \text{ m}^2/\text{人} = 2,000 \text{ 人}$$



図・Ⅱ-23 一時避難ゾーン面積

■参考

防災公園計画・設計ガイドライン

●必要避難スペース〈有効避難面積〉(㎡)

$$= \text{対象避難人口}^{*1} (\text{人}) \times \text{有効避難単位面積}^{*2} (\text{㎡/人})$$

避難スペースの規模は、避難広場等の避難が可能な有効面積とする。特に、広域避難地の機能を有する都市公園における避難有効面積は、周辺の市街地の状況、および敷地内の地下埋設物や地下駐車場等の有無やその耐震性を考慮し、避難スペースとして安全性が確保されている区域とし、水面や立ち入ることのできない植栽地、および他の目的で占用的に使用することになっているスペース等、避難者の収容に適さない部分を除いた面積とする。

公園周辺の空地を、公園と一体化がなされるものとして併せて広域避難地とする場合は、それらの空地の有効面積も含める。

※1 対象避難人口：当該防災公園の避難圏域人口を基準とする。

※2 有効避難単位面積：2㎡/人以上（広域避難地としてのスペース）。  
現状に応じ1～2㎡/人を原則とする。

春日部市地域防災計画 平成 25 年 2 月 春日部市防災会議

(1) 一時避難所の整備

避難場所へ避難する前に、避難者が一時的に集合して状況の確認、集団を形成する場所で、都市公園、学校の屋外運動場等を活用し、おおむね次の基準により指定、整備する。

なお、本市の一時避難所の整備状況は資料編に掲げるとおりである。

□一時避難所の要件

- 1ha 程度のオープンスペースが確保されていること。
- 一定の地区単位で集団を形成するため、集合する人々の生活圏と関連した場所とすること。
- 四方に出入り口があり、常時出入り口が確保されていること。
- 情報伝達上の利便性があること。
- 公有地であること。

(3) 広域避難場所の整備

地震災害時に発生する大規模な延焼火災から一時的に避難し安全を確保する場所で、大規模都市公園等を活用し、おおむね次の基準により指定、整備する。

□広域避難場所の要件

- 面積 10ha 以上（原則）
- 空き地又は耐火建築物の敷地で構成される土地で、非耐火建築物の面積（原則として 2% 以下のもの）
- 避難人口 1 人当り面積はおおむね 2 ㎡程度

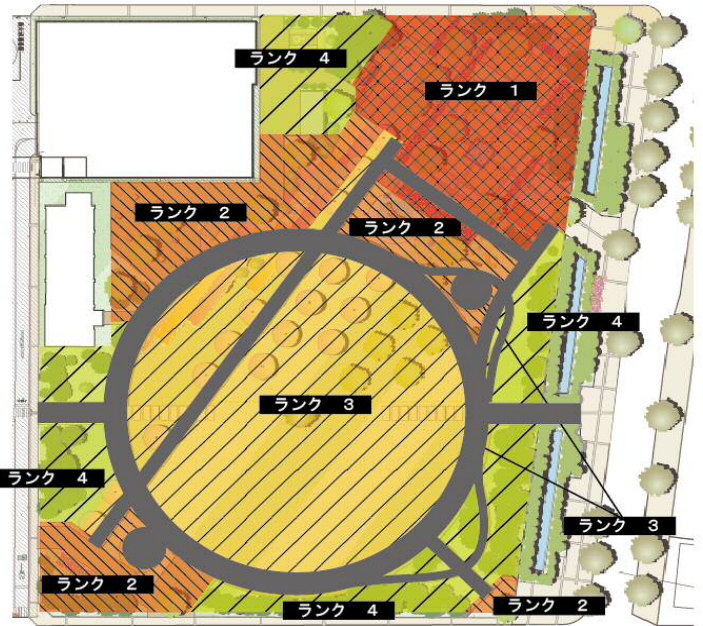
9) 整備水準の検討と設定

公園整備では、施設の量や質を定量的に判断することは難しいものの、公園全体を通して適切な機能発揮ができる事を目標に、整備のヒエラルキーを付ける事は重要となる。

特に本公園が、移転を伴う再整備である事から従前の公園機能を回復する事とともに、新たな立地における役割を的確に発揮することが必要となる。

これら必要条件を満足するために、特に重要な整備と環境向上を時間をかけて満足させるべき内容、または利用者の満足度への影響度合い等より、整備にメリハリをつけ、効率的で合理性を持った整備を行う。

この点を踏まえ、本公園整備における水準を次の4つのランクに分け、本公園整備の方向性を示すものとする。



※園内に設置する防災施設は **ランク 1** とする。

| 整備水準         | 主な整備対象                    | 整備の考え方   |
|--------------|---------------------------|--|
| <b>ランク 1</b> | シンボル広場                    | 従前の公園が担ってきた区画整理完成記念を象徴する地域の中心的な集いの場を表す広場であり、新規立地においても市のセントラルパークとして象徴的な整備が求められている。このため、公園整備の中でも休憩施設、修景施設等の集中的な施設整備を図る。  |
|              | 防災施設整備                    | 本公園の一時避難地としての役割や災害時、新市立病院との連携を図る公園として、防災施設整備を図る。   |
| <b>ランク 2</b> | 遊戯広場                      | 従前の公園機能の回復と子育て環境支援の場として整備を推進する。安全性に配慮しつつ、複合遊具や環境を活かした遊び空間を整備する等、効率的な施設整備を図る。   |
|              | くつろぎの広場                   | 病院へのアプローチを彩る修景空間として充実した施設整備を図る。花修景は、低木・地被・多年草を活用した空間づくりや、市民参加での花壇整備等、効率的な整備・管理を図る。   |
|              | 入口広場                      | シンボル広場以外の入口広場についても、休憩施設、修景施設等の整備を図り、セントラルパークにふさわしい施設整備を図る。   |
| <b>ランク 3</b> | 園路、ウォーキング・ジョギングコース、健康スポット | 園路、ウォーキング・ジョギングコース、健康スポットは、維持管理面を考慮しつつ、効率的な整備を行う。(園路は管理車両の通行を考慮してW3.0mを想定。ウォーキング・ジョギングコースは、両者の兼用としてW2.0mを想定。災害時には合わせてW5.0mの走行幅を確保できる構成とする。)健康スポットは体力づくりの効率性を考慮した施設整備とする。 |
|              | 桜シボルート、ピクニック広場、多目的広場      | 桜の花見空間、緑陰を活かした広場は、従前公園の機能回復として求められ、同時に本公園の特色となる重要な要素である。植物素材を重視する整備として花見や緑陰を求める樹木以外は時間をかけた育成を図る。   |
| <b>ランク 4</b> | 外周植栽                      | 外周植栽は生物の多様性や季節感の演出に加え、防犯性、災害時の防火機能が求められる。これら機能発揮は、植物の育成は図りつつ時間をかけて実現する。  |
|              | 駐車スペース、管理ヤード              | 機能面を重視した整備とする。   |

図・Ⅱ-24 整備水準



10) 維持管理方法の検討と設定

本公園は市街地の中心部にあって、緑の少ない用地に新たに整備される公園となる。

市のシンボル公園を目指す本公園では、緑や花を市民とともに良好に育む事が求められ、上位計画においても『市民参加での公園づくりと維持管理』（総合振興計画）や『水と緑と風をみんなで「育む」』（緑の基本計画）が方向づけられている。

このため、将来の市民による主体的な公園運営を目指して、清掃や除草に留まらず、公園での特色を活かした活動に協力頂くよう、行政側との協働を進める事が求められる。

本公園での市民参加は次のようなものが考えられる。

〈維持管理活動〉公園内清掃、除草 等

〈運営管理活動〉花壇づくり、

遊戯広場や多目的広場を活用したプレイパーク

健康普及活動（ラジオ体操やジョギング指導）

自然育成活動や自然観察会等の開催

園内パトロール 等

これらの活動を支える団体として従来の公園愛護会（町内会・自治会等）に加え、アダプト制度の推進や、広くボランティアの協力を仰ぐ事が求められる。

また今後の公園具体化にむけて計画・設計プロセスや公園の維持管理の計画・運営段階より市民参加を積極的に呼び掛け、開園後の市民団体へとつなげる事が求められる。

11) 公園機能の移転方法の検討と設定

中央町第1公園は、平成26年度の公園廃止から、平成34年度の代替公園開設告示まで、概ね9カ年を機能移転の期間とする。

期間中は、市役所移転に伴う、取壊・撤去工事や、会之堀川改修工事等との調整を図り、新市立病院や周辺住宅地への影響を与えない、工事工程を検討する。

また、公園整備に先立ち、保存する区画整理完成記念碑や母子像について現況市役所内への仮置きを実施する。

表・Ⅱ-2 代替公園開設告示までのスケジュール

|             | 26年度                                | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度         |
|-------------|-------------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|--------------|
| 中央町<br>第1公園 | 公園廃止                                |      |      |      |      |      |      | 公園整備 | 代替公園<br>開設告示 |
|             | ※整備に先立ち<br>現況公園内の記念碑・<br>母子像の移設・仮置き |      |      |      | 基本設計 | 実施設計 | 実施設計 |      | 再現測量         |
|             | ※新市立病院・周辺住宅地への影響を考慮した工事項手の検討        |      |      |      |      |      |      |      |              |

## 用語の解説

## ■ 用語の解説

| 用 語 |              | 説 明  |
|-----|--------------|--|
| ア行  | アダプト制度       | アダプト制度とは、行政が、特定の公共財（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度のこと。美化活動を行う主体は、地域住民などのボランティアが多く、行政はそれらの活動に対し一定の支援を行うという形式が多い。 |
|     | 一時避難場所       | 避難場所へ避難する前に、避難者が一時的に集合して状況の確認、集団を形成する場所。都市公園や学校の屋外運動場等を活用する。   |
|     | ウォームアップ      | スポーツを行う前に最適な心身の状態を作り出すための準備運動。   |
|     | エコスポット       | この報告書では生物の積極的な誘致を図る場所として鳥の好む食餌植物や蝶を呼ぶ吸蜜植物、給餌台、巣箱、水盤等を配置する場所を示す。  |
|     | エコロジカルネットワーク | 野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワークを示す。  |
|     | NPO          | 民間非営利組織ともいわれるもので、文化・芸術・福祉・環境など各分野において公益的な活動を行う住民などのグループを示す。  |
|     | オープンスペース     | 公園、道路、河川等の公共施設の用地からなる空地。各公共施設の本来の機能以外に市街地に開放感をもたせたり、火災の遮断帯となる機能等を有している。  |
| カ行  | 街区公園         | 主に街区の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園。250m以内の距離で行けるように配置され、標準規模は0.25ha。  |
|     | 環境学習         | 環境保全についての理解を深めるために行われる環境保全に関する教育及び学習を示す。   |
|     | 環境共生         | 人間を含めたすべての生き物が健康で快適に生きることや様々な生き物たちとのふれあう事を示す。  |
|     | 換地処分         | 土地区画整理法上、換地計画にかかる区域の全部について、従前の宅地などの所有者に対し、土地を割り当てたり、あるいは金銭で清算したりする行政処分を示す。   |
|     | 協働           | 市民、事業者・NPO、行政などが、公平な役割分担のもとに、協力しあいながら取り組む活動を示す。  |
|     | 近隣公園         | 主に近隣の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園。500m以内の距離で行けるように配置され、標準規模は2ha。   |
|     | グリーンホスピタル    | 春日部市新市立病院がめざす環境にやさしい病院づくりの目標。省 Co2 の推進、環境負荷を低減する建物配置によるエネルギー消費の低減等を目指している。   |
|     | クールダウン       | 運動後の全身の疲労をより早く回復させるための整理運動を示す。   |
|     | 健康スポット       | この報告書では、健康遊具を配置した広場を示している。   |
|     | 健康遊具         | 基本的なストレッチや運動不足の解消、体力の維持・向上といった健康づくりを主な目的とした遊具を示す。  |
|     | 建蔽率          | 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を示す。  |
|     | COP10        | 平成 22 年（2010）に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（国連地球生きもの会議）のことを示す。  |
|     | コンテナガーデン     | 植木鉢やプランターなどのコンテナ（容器）に、草花や植木、観葉植物を植え、飾ることを示す。   |
| サ行  | サテライト        | この報告書では、イベント等の本会場と連携した補助会場や小規模な催しを実施する場を示す。  |
|     | 市民参加         | この報告書では市民が市政に参加し、まちづくりや公園づくり、維持管理  |



|    |                 |  |
|----|-----------------|--|
|    |                 | 等の活動を行う事を示す。   |
|    | 住区基幹公園          | 近隣住区に居住する市民が主としてその日常生活において利用する都市公園で、街区公園、近隣公園及び地区公園から構成される。  |
|    | シンボルツリー         | シンボルとなるような、大きな樹木を示す。   |
|    | スカルプチュア         | この報告書では、幼児が登ったり、またがったりして遊ぶ小規模な造形物を示す。  |
|    | ストレッチ           | 腱（けん）・筋肉・関節を伸ばす体操を示す。  |
|    | 生態系             | 食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりの概念を示す。   |
|    | 生物多様性           | すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。   |
|    | セントラルパーク        | この報告書では、市のシンボルとなり、市民が集い、賑わいが生まれる公園を表すの意味で名称づけをしている。  |
| タ行 | 地域防災計画          | 災害対策基本法第42条第2項に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務または、業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て総合的かつ、計画的な対策を定めた計画を示す。   |
|    | 地球温暖化           | 人間活動により温室効果ガス（二酸化炭素、メタン亜酸化窒素、フロンなど）の大気中の濃度が増加し、これにより地球の温度が上昇する。気温の上昇は、海面の上昇の他、生態系や農業、漁業、水資源や大気、健康など人間社会にもさまざまな影響を与えるとされる。                                  |
|    | 地区計画            | それぞれの地区の特性を活かした個性的で良好な街並みの形成を目的として、道路や公園などの地区施設の配置及び規模、建築物等の制限、草地や樹林地の保全に関するきめ細かなルールを定める都市計画制度を示す。   |
|    | 地区公園            | 徒歩圏内の住民を対象とした公園で、スポーツ施設や休憩施設が配置される。1km以内の距離で行けるように配置され、標準規模は4ha。   |
|    | 都市計画道路          | 都市の発展の方向など長期的なまちづくりの視点から一体的に計画された道路のうち、都市計画決定された道路を示す。   |
|    | 都市計画<br>マスタープラン | これからの都市にふさわしいまちづくりの目標や実現していくための取り組み方針を示したまちづくりの基本的な方針で、市民、事業者、行政がそれらを共有しながら実現していくことを目的とする。土地利用の規制・誘導や都市施設の整備等の具体的な都市計画はこれに基づき進められる。                        |
|    | 都市公園            | 国もしくは地方公共団体が設ける公園または緑地で、都市公園法において定義された施設のことを示す。  |
|    | 都市公園法           | 「都市公園」の健全な発展を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、1956年に制定された国土交通省所管の法律。都市公園の定義、都市公園に関する公園施設の定義、設置に関する基準及び占有する場合の許可と条件、公園管理者による都市公園の保存義務、都市公園台帳の作成等管理に関する事項が定められている。 |
|    | 土地区画整理事業        | 土地区画整理法に基づく事業。土地所有者等から土地の一部を提供してもらい（減歩）、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地の利用増進を図ることを示す。   |
|    | トリアージ           | 災害時等に負傷者に対して治療の優先順位をつけること。負傷の度合いによって、色分けされたカード等で区別される。   |
| ナ行 | ノーマライゼーション      | 障がいのある人が障がいのない人と均等に生活し活動する社会を目指す理念を示す  |
| ハ行 | バリアフリー          | 都市施設や住宅などを高齢者や障がいのある人などに使いやすいものに   |

|              |  |  |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
|--------------|--|--|-------------|-----------------------------|-------------|---------------------------------|--------------|------------------------------|--------------|----------------------------------|---------|-------------------|---------|-----------------------|-------|--|--------|--|------|-----------------------------|-------|---------------------------------------|------|-----------------------|--------|-------------------|
|              |  | <p>すること。物理的バリア（障壁）がないことのみならず、心理的・制度的バリアのないことを含める場合もある。（参考⇒ ユニバーサルデザイン）</p>   |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
|              | ヒートアイランド現象   | <p>都市部での大量の熱エネルギーの放出により、郊外に比べて都心部ほど気温が高く、等温線が島のような形になるのでこの名がつく。</p>  |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
|              | 避難場所   | <p>地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失により生活の場を失った罹災者、市外からの来訪者等が帰宅できない場合の一時的な生活の本拠地となる場所で、学校、公民館等の公共施設を活用する。</p>  |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
|              | フィットネス   | <p>健康維持のために行う運動を示す。</p>  |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
|              | ボーダー花壇   | <p>この報告書では帯状に細長い花壇のことを示す。</p>  |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
| マ行           | 緑の基本計画   | <p>区市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる。（都市緑地法第4条）</p>  |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
|              | モニュメント   | <p>記念建造物。記念碑・記念像等を示す。</p>  |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
| ヤ行           | ユニバーサルデザイン   | <p>障がいのある人、高齢者及び健常者の区別なく、誰もが使えるように考えられた設計思想。バリアフリーを一步進めた概念。（参考⇒ バリアフリー）</p>  |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
|              | 容積率  | <p>延べ床面積（建物の全ての階の床面積を合計したもの）を敷地面積で割ったものを示す。</p>  |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
|              | 用途規制   | <p>都市の将来像を想定した上で、都市内における居住、商業、工業その他の用途を適切に配分すること等により、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成等を図るため、土地利用上の区分を行い、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を設定するもので、12の種類に分けられる</p> <table border="1" data-bbox="544 1016 1422 1554"> <tr> <td>第一種低層住居専用地域</td> <td>低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域</td> </tr> <tr> <td>第二種低層住居専用地域</td> <td>主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域</td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域</td> <td>中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域</td> </tr> <tr> <td>第二種中高層住居専用地域</td> <td>主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td>住居の環境を保護するため定める地域</td> </tr> <tr> <td>第二種住居地域</td> <td>主として住居の環境を保護するため定める地域</td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> <td>道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td>近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域</td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> <td>主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td>主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td>主として工業の利便を増進するため定める地域</td> </tr> <tr> <td>工業専用地域</td> <td>工業の利便を増進するため定める地域</td> </tr> </table> | 第一種低層住居専用地域 | 低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域 | 第二種低層住居専用地域 | 主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域 | 第一種中高層住居専用地域 | 中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域 | 第二種中高層住居専用地域 | 主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域 | 第一種住居地域 | 住居の環境を保護するため定める地域 | 第二種住居地域 | 主として住居の環境を保護するため定める地域 | 準住居地域 | 道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域 | 近隣商業地域 | 近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域 | 商業地域 | 主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域 | 準工業地域 | 主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域 | 工業地域 | 主として工業の利便を増進するため定める地域 | 工業専用地域 | 工業の利便を増進するため定める地域 |
| 第一種低層住居専用地域  | 低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域                                |  |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
| 第二種低層住居専用地域  | 主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域                            |  |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
| 第一種中高層住居専用地域 | 中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域                               |  |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
| 第二種中高層住居専用地域 | 主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域                           |  |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
| 第一種住居地域      | 住居の環境を保護するため定める地域  |  |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
| 第二種住居地域      | 主として住居の環境を保護するため定める地域                                      |  |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
| 準住居地域        | 道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域 |  |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
| 近隣商業地域       | 近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域   |  |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
| 商業地域         | 主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域                                |  |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
| 準工業地域        | 主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域                      |  |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
| 工業地域         | 主として工業の利便を増進するため定める地域                                      |  |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
| 工業専用地域       | 工業の利便を増進するため定める地域  |  |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
|              | 遊水池  | <p>洪水調整を図る機能を持った池。</p>   |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
| ラ行           | ランドマーク   | <p>ある地域の目印となる象徴的な景観要素。由緒ある建物、塔、山などがランドマークになる事が多い。</p>  |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
|              | リハビリテーション  | <p>一般には、障がいのある人あるいは慢性疾患を有する人を、身体的、精神的、社会的、経済的に、できるだけ十分に、できるだけ早く回復させる作業過程をいう。</p>   |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
|              | 緑比率  | <p>ある地域又は地区における緑地（被）面積の占める割合。平面的な緑の量を把握するための指標を示す。</p>   |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |
|              | レイズドベッド  | <p>この報告書では、植栽面をテーブルの高さに持ち上げ、高齢者や車椅子の方でも作業がしやすく園芸が楽しめる花壇を示す。</p>  |             |                             |             |                                 |              |                              |              |                                  |         |                   |         |                       |       |  |        |  |      |                             |       |                                       |      |                       |        |                   |